

参 考 資 料

（ 所 得 税 ）

平成23年12月15日
財 務 省

目 次

【税率構造の見直し】

・ 社会保障・税一体改革成案（抄）	2
・ 附則 104 条（抜粋）	3
・ 平成 23 年度税制改正大綱（抄）～基本的な考え方～	4
・ 所得税収の推移	5
・ 所得税・個人住民税の限界税率（夫婦子 2 人の給与所得者）	6
・ 所得税率の推移	7
・ 個人住民税率の推移	8
・ 所得税＋個人住民税の税率の推移	9
・ 個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	10
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみの給与所得者）	11
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子 2 人の給与所得者）	12
・ 税負担の変化	13
・ 近年の取組みによる税負担と手当のネット負担の変化	15
・ 税負担と児童に対する手当のネット負担の変化	18
・ 税負担と児童に対する手当・高校実質無償化のネット負担の変化	19
・ 国民負担率の内訳の国際比較	20
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	21
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子 2 人の給与所得者）～小学生・中学生の場合～	22
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子 2 人の給与所得者）～中学生・高校生の場合～	23
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦のみの給与所得者）	24
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者）	25
・ 主要国の所得税等の最高税率について	26
・ 富裕層による課税強化に関する発言	27
・ 欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要	28
・ 所得再分配によるジニ係数の変化	29
・ 所得税の税率区分ごとの税收	30
・ 所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合（推計）の状況	31
・ 復興特別所得税（付加税率 2.1%）による年間の税負担額	32
・ 給与所得控除の見直し（23 年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）による税負担額の変化	33
・ 給与所得者（4,552 万人）の状況	34

・ 年金保険料の推移（平成元年～平成 23 年）	35
【諸控除の見直し】	
・ 総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得等）の課税ベースのイメージ	37
・ 平成 22 年度改正・23 年度改正法案（衆議院財務金融委員会での修正前） における扶養控除の見直しのイメージ	38
・ 成年扶養控除の見直し（23 年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）	39
・ 基礎控除・配偶者（特別）控除の仕組み（イメージ）	40
・ 平成 23 年度税制改正大綱（抄）～配偶者控除～	41
・ 平成 23 年度税制改正大綱（抄）～基本的な考え方～	42
・ 配偶者控除の見直しについて	43
・ 民主党マニフェスト 2009（抄）	44
・ 給与所得控除の見直し（案）	45
・ 給与所得者を対象とした概算控除の国際比較	46
・ 勤務関係経費と考えられる支出額について	47
・ 就業の雇用化の進展	48
・ 人的控除の概要（23 年分～）	49
・ 基礎的な人的控除額の推移	50
【年金課税】	
・ 平成 16 年度の税制改正に関する答申（抄）	52
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	53
・ モデル年金額と課税最低限	54
・ 公的年金等控除制度の概要	55
・ 社会保障改革の具体策、行程及び費用試算	56
・ 民主党マニフェスト・マニフェストの中間検証（抄）	57
・ 公的年金等所得の所得区分の見直し	58
【金融所得課税】	
・ 社会保障・税一体改革成案（抄）	60
・ 附則 104 条（抜粋）	61
・ 申告納税者の所得税負担率（平成 20 年分）	62
・ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 （いわゆる「日本版 ISA」）	63
・ 上場株式配当・譲渡益課税の変遷	64
・ 主な個人向け金融商品に対する課税方式	65

税率構造の見直し

社会保障・税一体改革成案（抄）

平成 23 年 6 月 30 日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

Ⅳ 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21 年度税制改正法附則104 条第3 項及び平成22 年度・23 年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

（１） 個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

附則 104 条（抜粋）

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 省 略

2 省 略

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

- 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二～八 省 略

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日〕
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

2. 個人所得課税

（1）所得税

① 基本的な考え方

所得税については、累次の改正により累進緩和や各種控除の拡充が行われてきました。一方、給与収入階層の分布を見ると、平成 9 年まで平均給与は上昇し、高所得者の割合も増加してきましたが、その後、これらは低下し、平成 20 年は平成 2 年と同程度の水準に戻っています。このため、同じ税率構造の下では、インフレ等により名目賃金が増加すれば全体としての累進性が高まるはずのところ、逆に累進性が低下する現象が生じ、所得再分配機能と財源調達機能が大きく低下しています。格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。

そのため、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。

所得税収の推移

○ 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。

(注)ピーク時(平成3年度)の26.7兆円と平成23年度当初予算額の13.5兆円の差額(約▲13兆円)の主な要因は、

- ・ 分離課税分(利子及び土地の譲渡所得等)の落ち込みが約▲8兆円
- ・ 制度減税(増税との差引)及び税源移譲分が約▲4兆円

【抜本的税制改革】

▲3.9兆円(税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円→35万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(45万円))等

+1.7兆円(マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行)

【税制改革】

▲2.4兆円(税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:35万円→38万円)、給与所得控除額の引上げ)

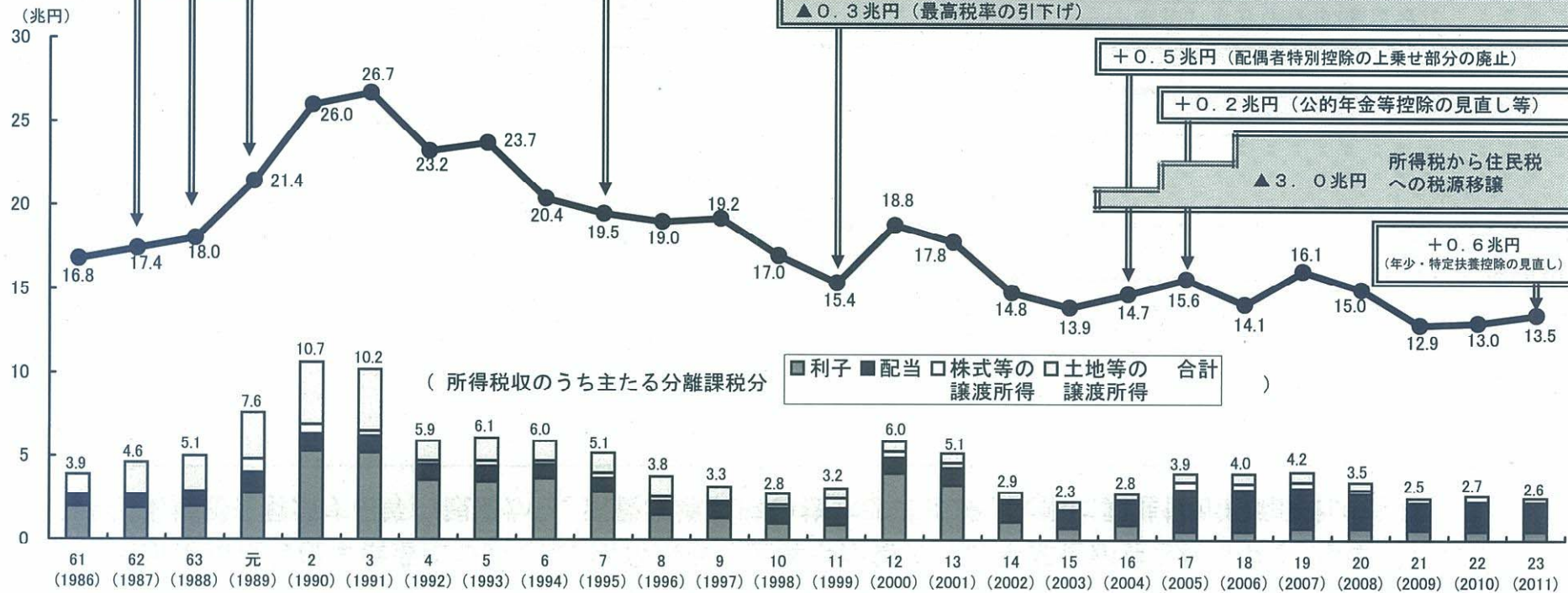
▲0.3兆円(最高税率の引下げ)

+0.5兆円(配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止)

+0.2兆円(公的年金等控除の見直し等)

▲3.0兆円 所得税から住民税への税源移譲

+0.6兆円(年少・特定扶養控除の見直し)



(注1) 所得税収は、22年度以前は決算額、23年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲(16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円)後の計数である。

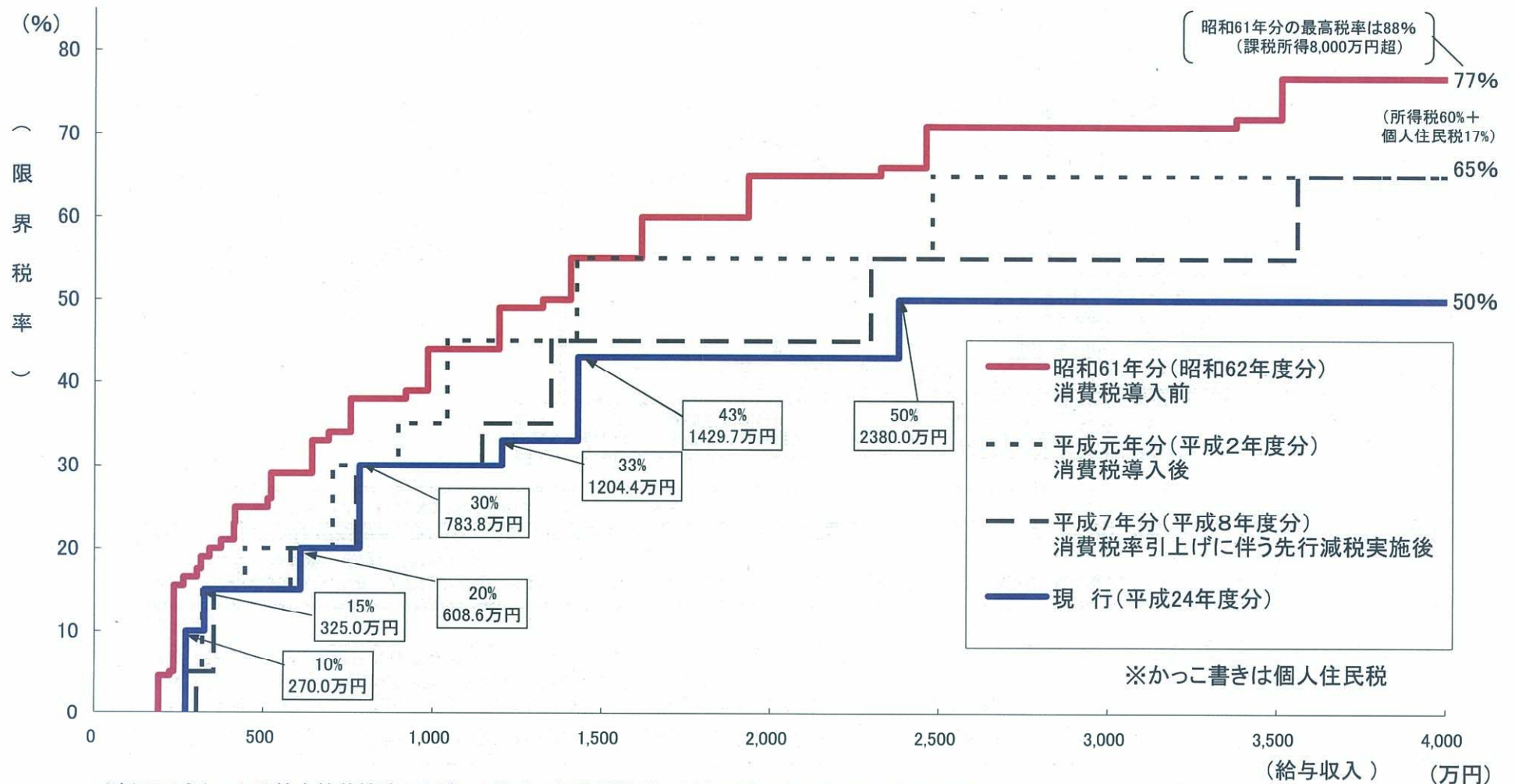
(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である(63年度以前は推計値)。

所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人の給与所得者)

- 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



(注) 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとして計算している。

所得税率の推移

	昭和61年分 (消費税導入前)		平成元年分 (消費税導入後)		平成7年分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)		現行	
税率	【課税所得】		【課税所得】		【課税所得】		【課税所得】	
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
	～ 50	(315.1) 10.5	～ 300	(704.0) 10	～ 330	(772.7) 10	～ 195	(608.6) 5
	～ 120	(413.0) 12	～ 600	(1,041.6) 20	～ 900	(1,349.5) 20	～ 330	(783.8) 10
	～ 200	(521.2) 14	～ 1,000	(1,425.8) 30	～ 1,800	(2,296.8) 30	～ 695	(1,204.4) 20
	～ 300	(643.8) 17	～ 2,000	(2,478.4) 40	～ 3,000	(3,560.0) 40	～ 900	(1,429.7) 23
	～ 400	(757.4) 21	2,000	(2,478.4) ～ 50	3,000	(3,560.0) ～ 50	～ 1,800	(2,380.0) 33
	～ 600	(984.7) 25					1,800	(2,380.0) ～ 40
	～ 800	(1,196.4) 30						
	～ 1,000	(1,406.8) 35						
	～ 1,200	(1,617.4) 40						
	～ 1,500	(1,933.2) 45						
	～ 2,000	(2,459.5) 50						
	～ 3,000	(3,512.1) 55						
	～ 5,000	(5,617.4) 60						
	～ 8,000	(8,775.3) 65						
	8,000	(8,775.3) ～ 70						
刻み	15		5		5		6	

(注) 「課税所得」の()書は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

個人住民税率の推移

	昭和62年度分 (消費税導入前)		平成2年度分 (消費税導入後)		平成8年度分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)		現行	
税率	【課税所得】		【課税所得】		【課税所得】		【課税所得】	
	万円	【税率】 %	万円	【税率】 %	万円	【税率】 %		【税率】 %
	～ 20 (223.0)	4.5	～ 120 (444.5)	5	～ 200 (579.5)	5	一律	10
	～ 45 (262.7)	5	～ 500 (897.2)	10	～ 700 (1,145.3)	10		
	～ 70 (302.4)	6	500 (897.2) ～	15	700 (1,145.3) ～	15		
	～ 95 (340.4)	7						
	～ 120 (374.7)	8						
	～ 150 (415.8)	9						
	～ 220 (510.9)	11						
	～ 370 (691.5)	12						
	～ 570 (918.8)	13						
	～ 950 (1,324.7)	14						
	～ 1,900 (2,324.7)	15						
	～ 2,900 (3,377.4)	16						
	～ 4,900 (5,482.6)	17						
	4,900 (5,482.6) ～	18						
刻み	14		3		3		1	

(注) 「課税所得」の()書は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

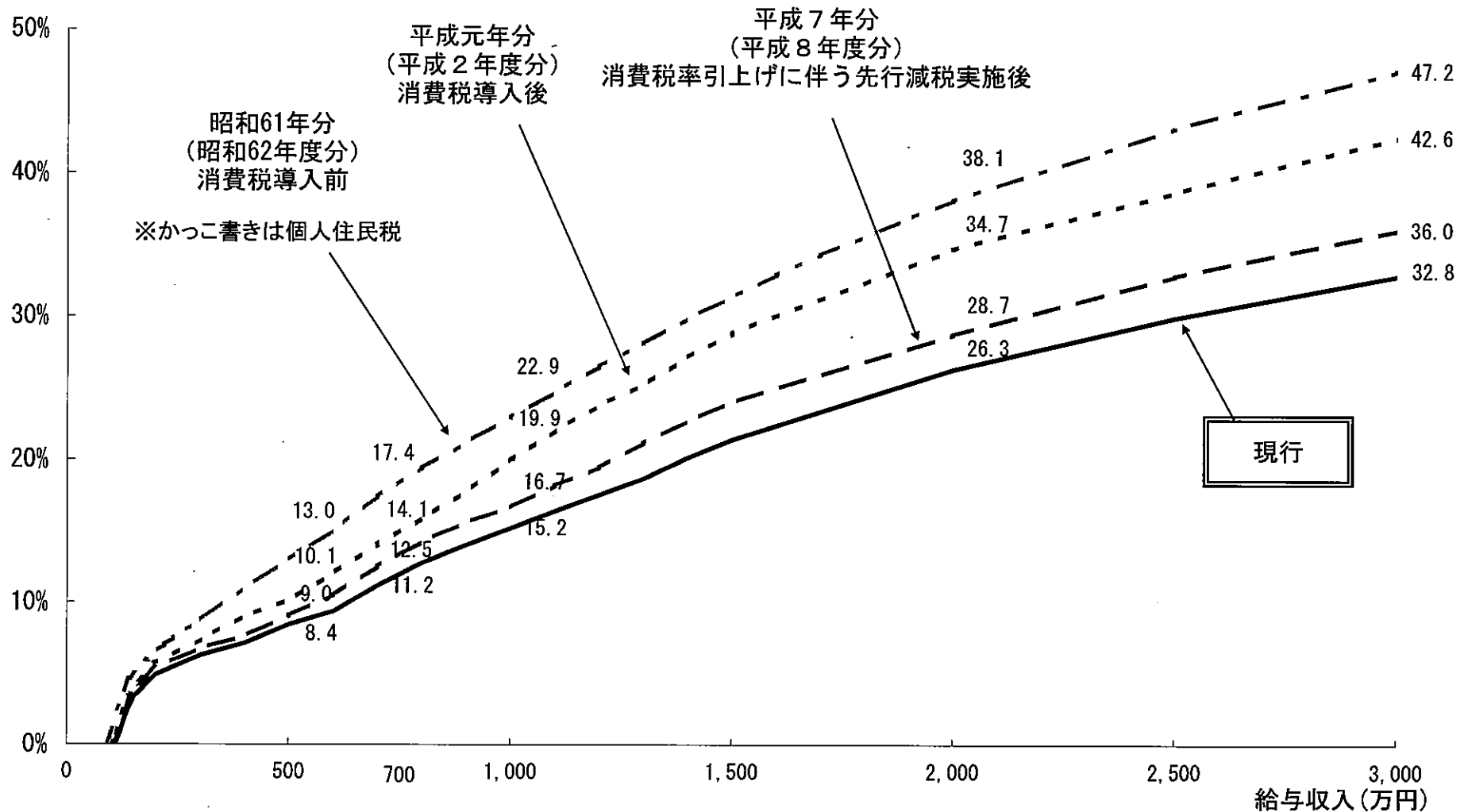
所得税＋個人住民税の税率の推移

	昭和61年分(昭和62年度分) [消費税導入前]		平成元年分(平成2年度分) [消費税導入後]		平成7年分(平成8年度分) [消費税率引上げに伴う先行減税実施後]		現行	
税率	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
	～ 191.2	0	～ 272.2	0	～ 303.1	0	～ 270.0	0
	～ 223.0	4.5	～ 319.8	5	～ 353.9	5	～ 325.0	10
	～ 235.7	5	～ 444.5	15	～ 579.5	15	～ 608.6	15
	～ 262.7	15.5	～ 704.0	20	～ 772.7	20	～ 783.8	20
	～ 302.4	16.5	～ 897.2	30	～ 1,145.3	30	～ 1,204.4	30
	～ 315.1	17.5	～ 1,041.6	35	～ 1,349.5	35	～ 1,429.7	33
	～ 340.4	19	～ 1,425.8	45	～ 2,296.8	45	～ 2,380.0	43
	～ 374.7	20	～ 2,478.4	55	～ 3,560.0	55	2,380.0	～ 50
	～ 413.0	21	2,478.4	～ 65	3,560.0	～ 65		
	～ 415.8	23						
	～ 510.9	25						
	～ 521.2	26						
	～ 643.8	29						
	～ 691.5	33						
	～ 757.4	34						
	～ 918.8	38						
	～ 984.7	39						
	～ 1,196.4	44						
	～ 1,324.7	49						
	～ 1,406.8	50						
	～ 1,617.4	55						
	～ 1,933.2	60						
	～ 2,324.7	65						
	～ 2,459.5	66						
	～ 3,377.4	71						
	～ 3,512.1	72						
	～ 5,482.6	77						
	～ 5,617.4	78						
	～ 8,775.3	83						
	8,775.3	～ 88						
刻み	29		8		8		7	

(注) 夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(単身の給与所得者)

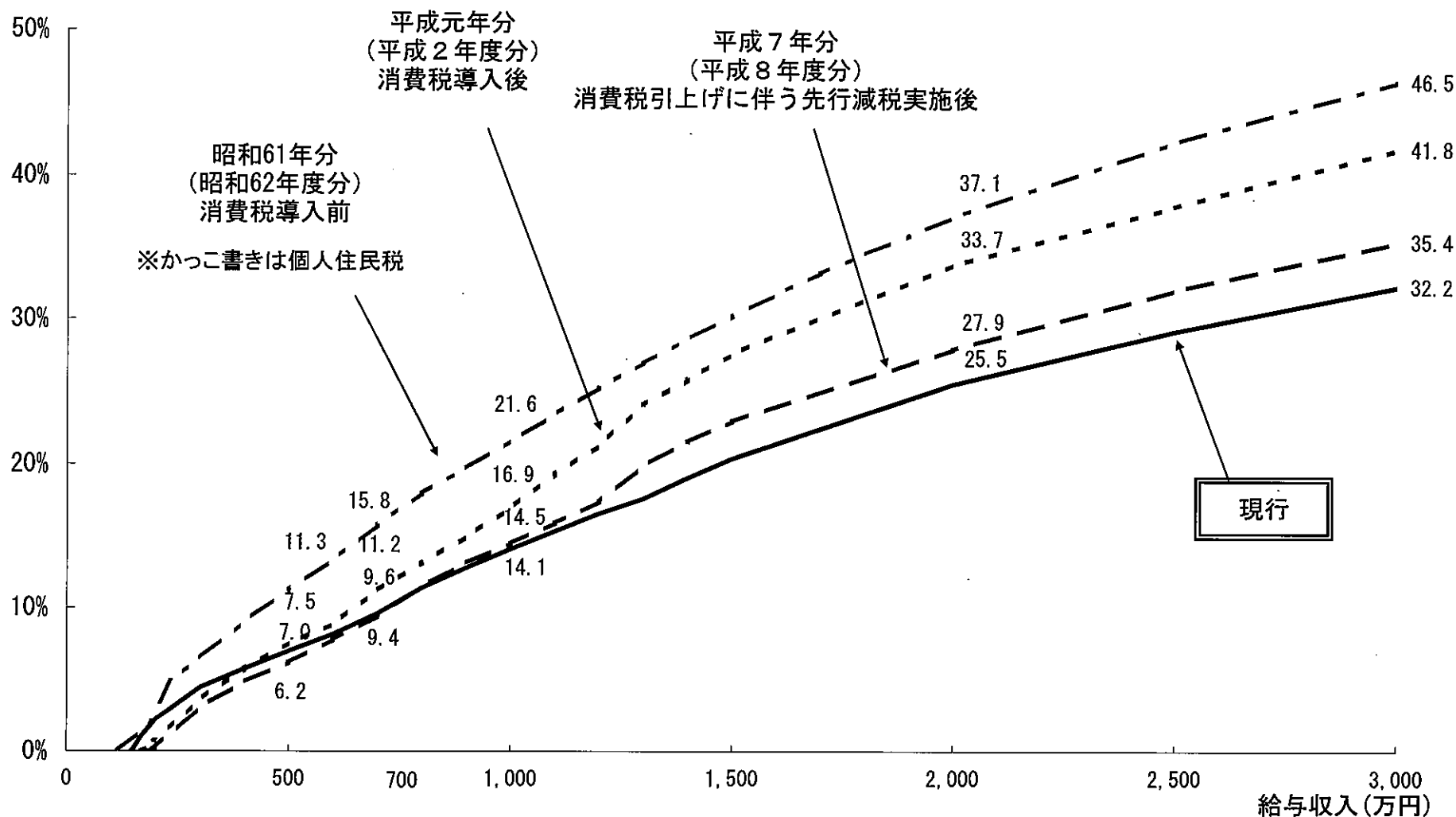
○ 税率構造の累進緩和を進めてきた結果、個人所得課税の実効税率は大幅に低下してきている。



- (注) 1. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 2. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

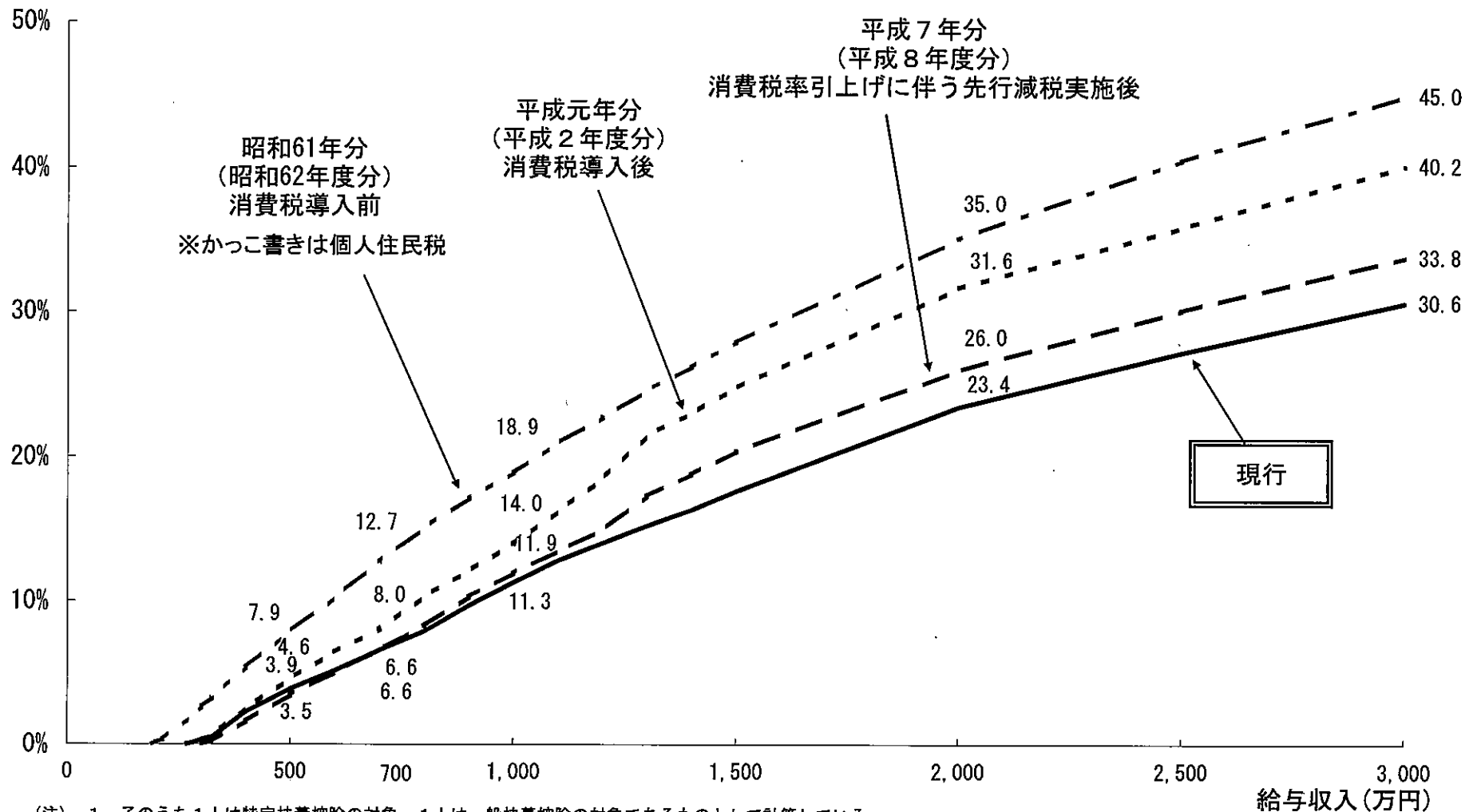
○ 税率構造の累進緩和を進めてきた結果、個人所得課税の実効税率は大幅に低下してきている。



- (注) 1. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 2. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

○ 税率構造の累進緩和を進めてきた結果、個人所得課税の実効税率は大幅に低下してきている。



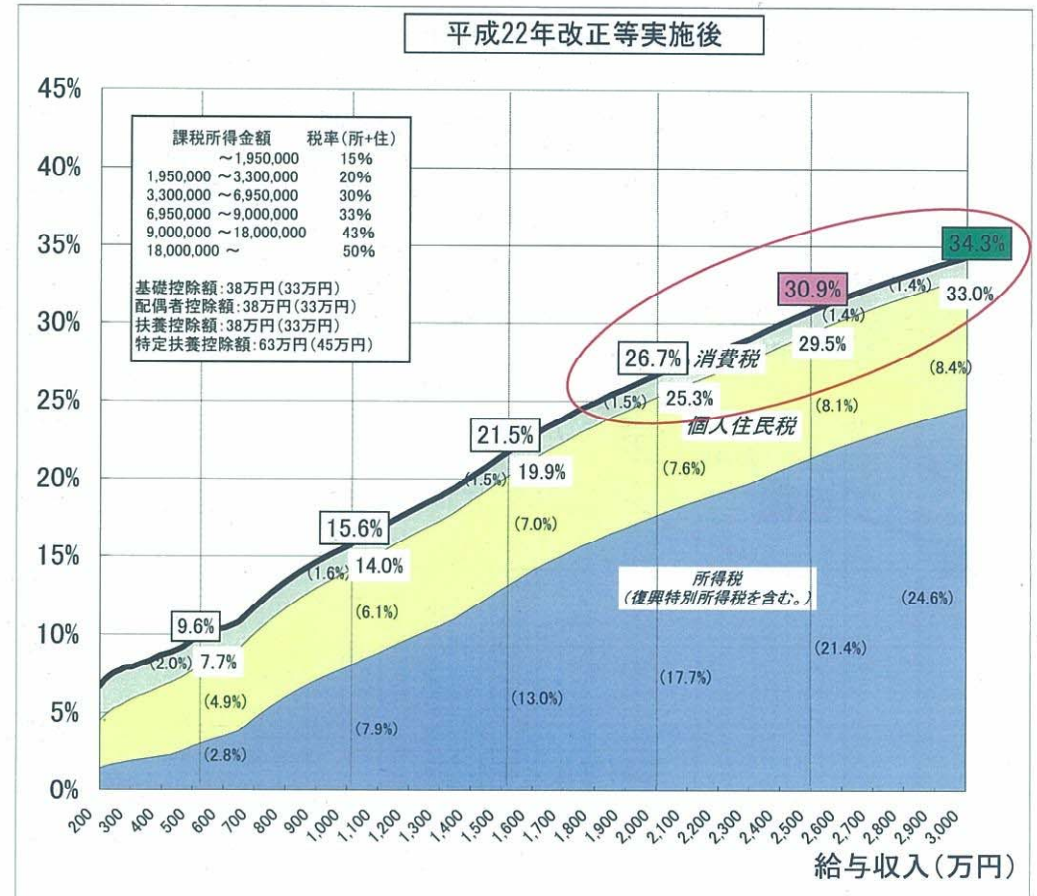
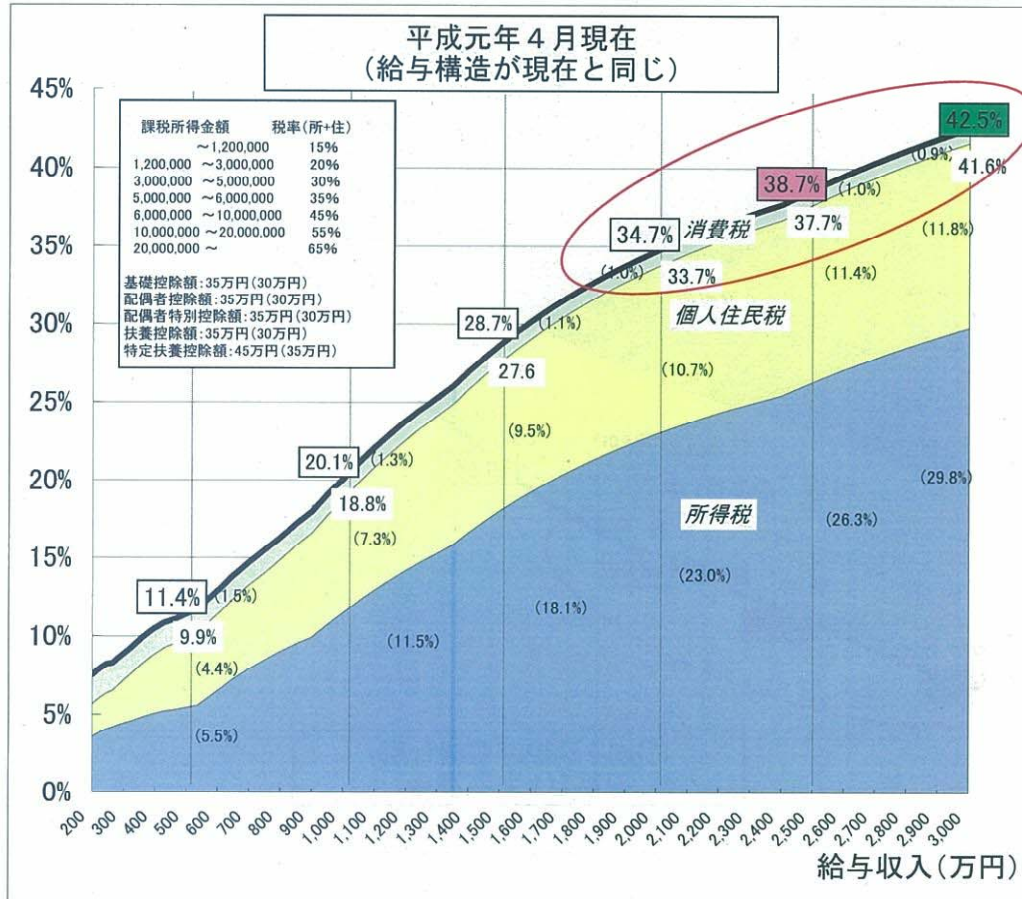
- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとして計算している。
 2. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 3. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

税負担の変化①

単身者

○ 給与構造が現在と同じ平成元年と比べて、単身者の負担構造がどのように変化したかをみると、どの所得階層においても、消費税を含めても、税による負担は低下しており、特に高所得者層の負担は大幅に低下している。

(注)「平成22年改正等実施後」には給与所得控除の上限設定(給与収入1500万円超)及び復興特別所得税(付加税率2.1%)を織り込んでいる。



(注1) 単身の民間給与所得者で試算している。

(注2) 平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率で、以下を前提としている。

- ・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が'23年1月～、住民税が'24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
- ・復興特別所得税は、基準所得控除額に2.1%を乗じて算出したものである。

(注3) 児童に対する手当等は、以下を前提としている。

- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
- ・平成22年改正等実施後は、3歳未満: 1.5万円/月、3～15歳: 1.0万円/月の子ども手当を前提。高校無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。

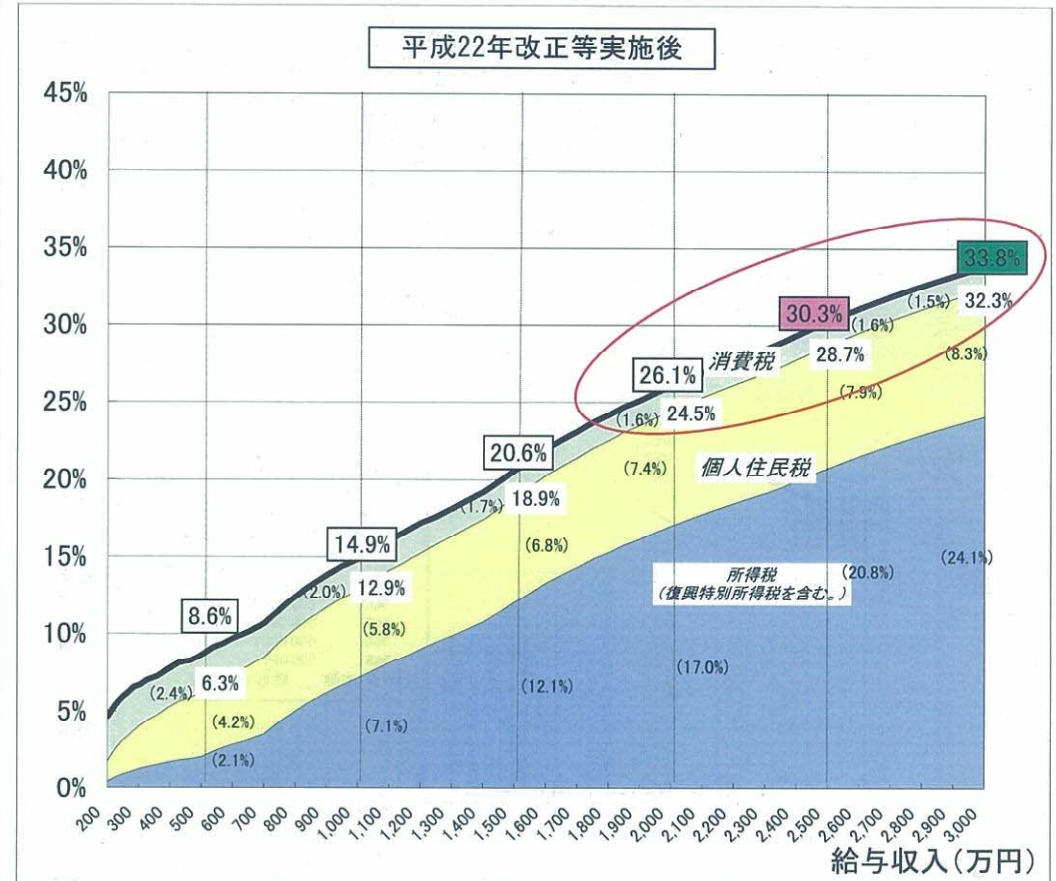
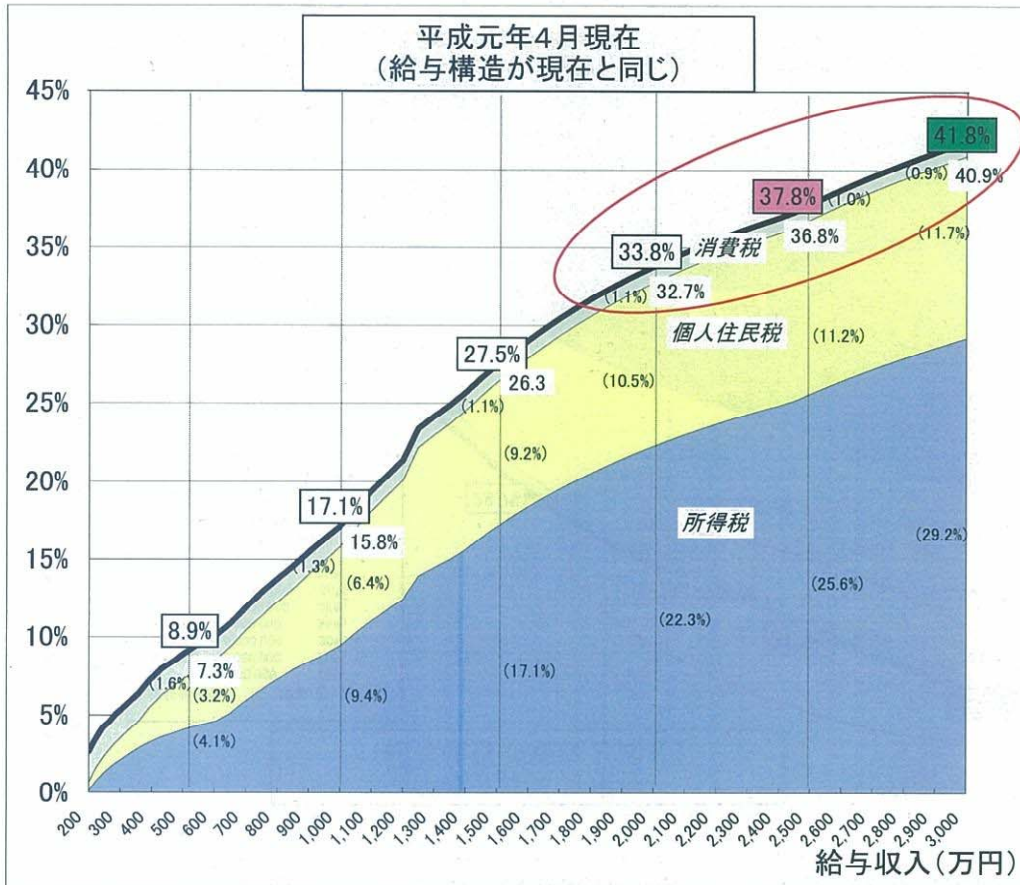
(注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入－個人所得課税－社会保険料(子ども手当))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(平成元年については暫定として二人以上勤労者世帯の数値を使用している。)を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

(注5) 住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

税負担の変化②

夫婦のみ

- 夫婦世帯についても、いずれの所得階層でも税による負担は低下しており、特に高所得者層の負担は大幅に低下している。
- ただし給与収入500万円前後の階層については、平成元年と現在の負担率は近接している。



(注1) 夫婦のみの民間給与所得者で試算している。

(注2) 平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率で、以下を前提としている。

- ・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
- ・復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて算出したものである。

(注3) 児童に対する手当等は、以下を前提としている。

- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
- ・平成22年改正等実施後では、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月の子ども手当を前提。高校無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。

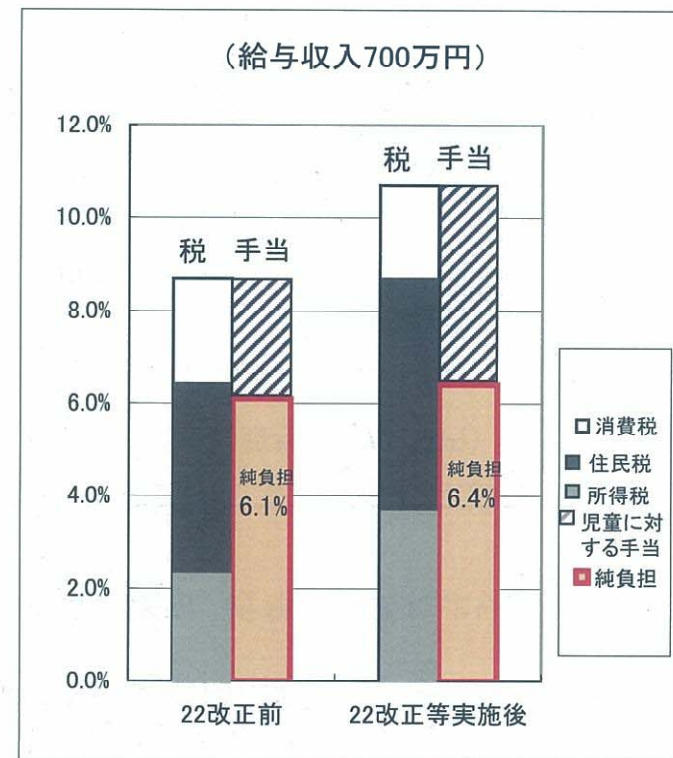
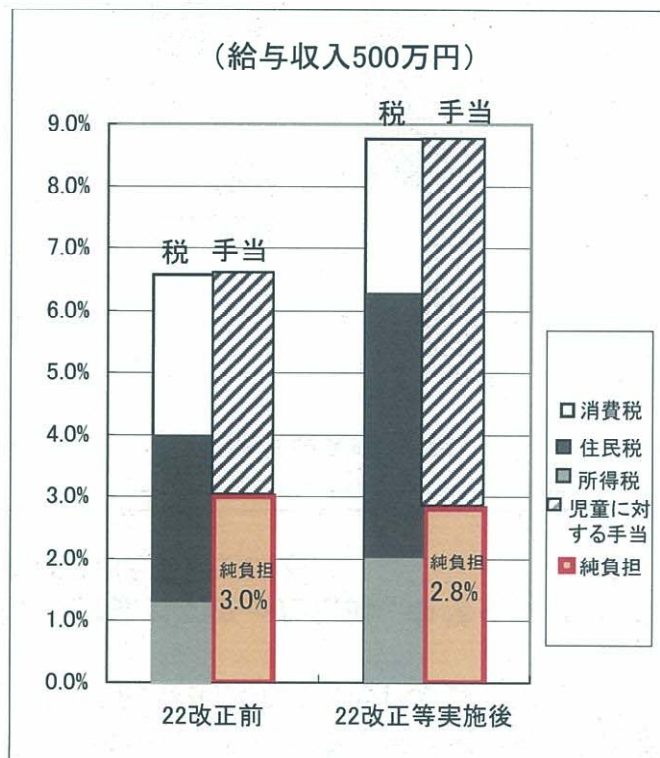
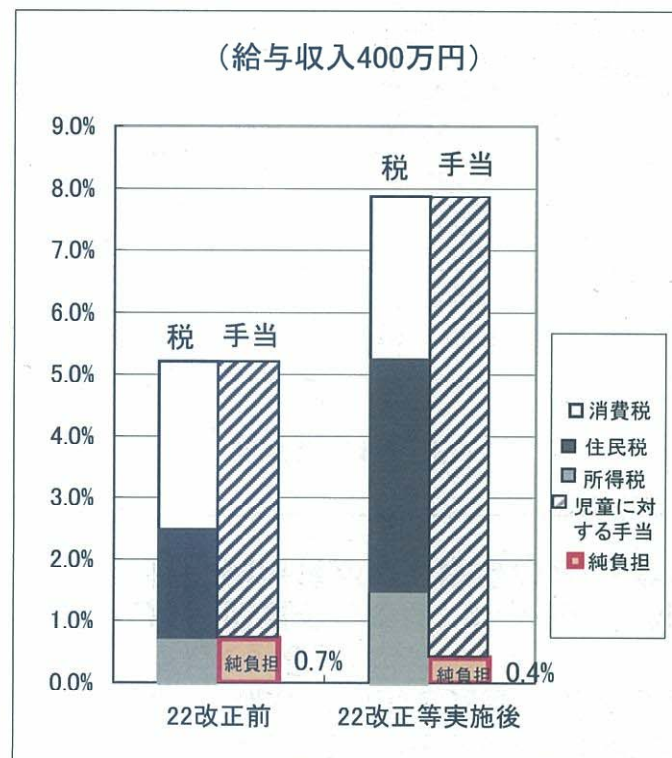
(注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入－個人所得課税－社会保険料(子ども手当))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

(注5) 住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

近年の取組みによる税負担と手当のネット負担の変化① (手当については23年10月～の制度)

夫母子2人(3歳未満・小学生)

○ 近年、「控除から手当へ」に則した改革を実施してきた結果、年少扶養控除の廃止により税負担は増加しているものの、税(=負担)と児童に対する手当(=受益)を勘案したネットの負担は、比較的所得が低い階層において、若干低下している。



(注1)「22改正前」については、手当は旧児童手当(支給対象は小学校修了前の児童で、第1・2子は0.5万円/月、第3子以降は1.0万円/月、3歳未満は第1子から1.0万円/月)を前提としている。

(注2)「22改正等実施後」についての前提は、以下の通り。

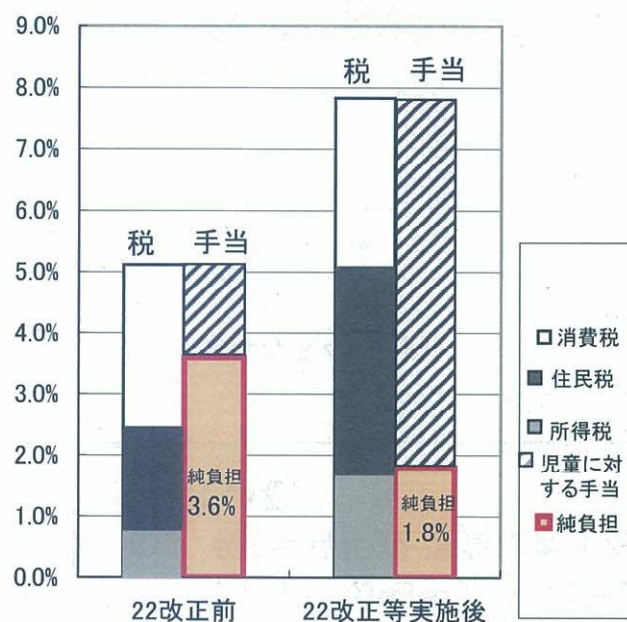
- ・所得税及び住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)。
- ・税率構造やその他の控除については現行(平成23年現在)と同じ。
- ・手当については、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月を前提。

近年の取組みによる税負担と手当のネット負担の変化② (手当については23年10月～の制度)

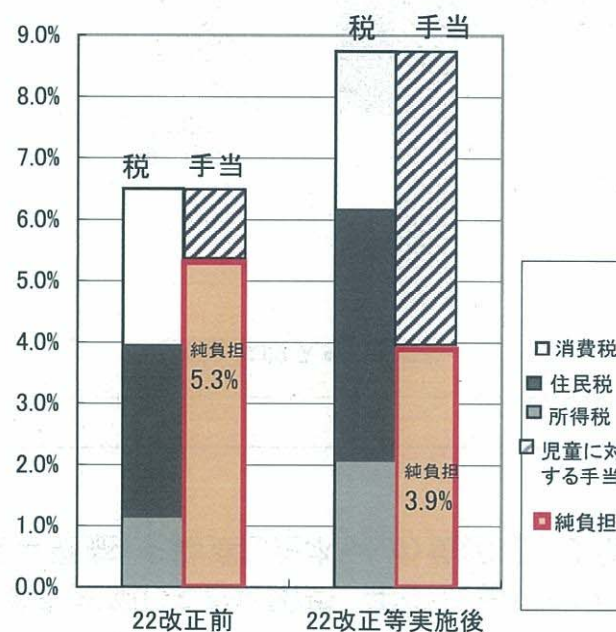
夫婦子2人(小学生・中学生)

- 近年、「控除から手当へ」に則した改革を実施してきた結果、年少扶養控除の廃止により税負担は増加しているものの、税(=負担)と児童に対する手当(=受益)を勘案したネットの負担は、比較的所得が低い階層において、若干低下している。
- 旧児童手当では、中学生は給付措置の対象外であったため、中学生を扶養する納税者の場合、近年の改革により、比較的所得が低い階層のネット負担は大きく低下している。

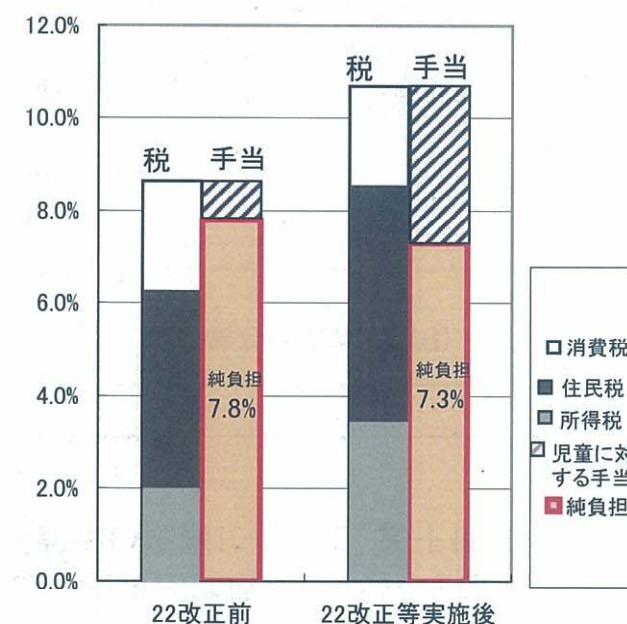
(給与収入400万円)



(給与収入500万円)



(給与収入700万円)



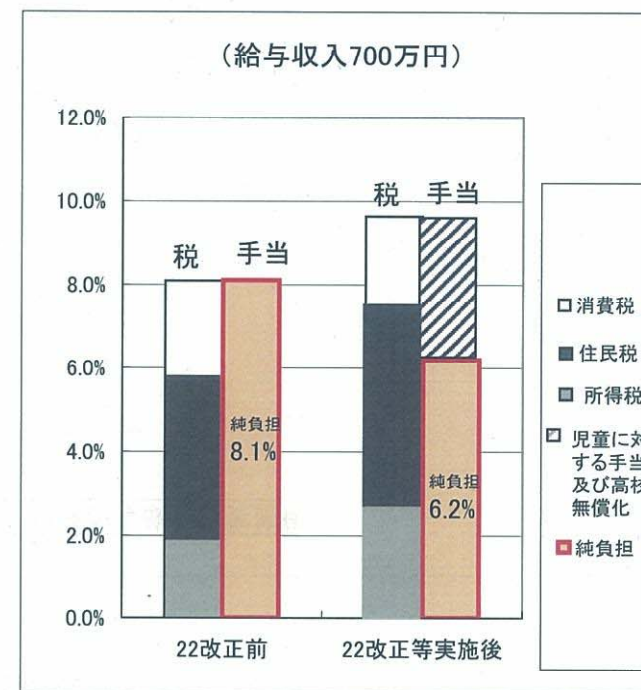
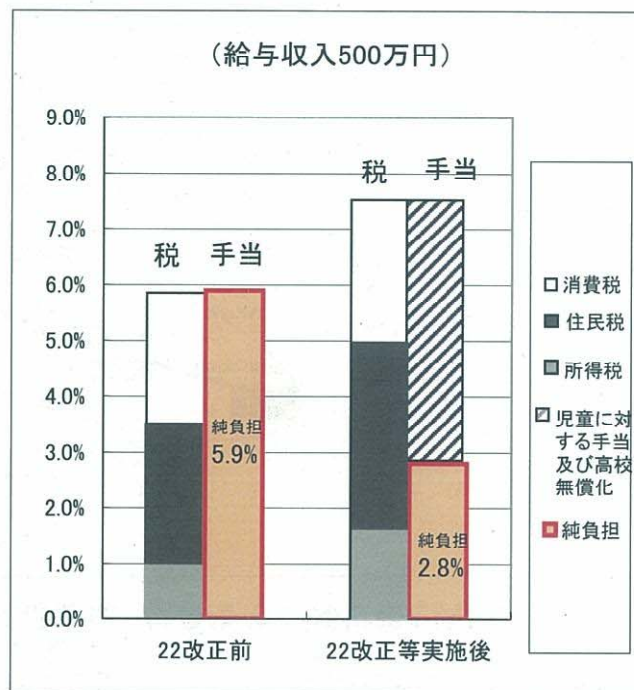
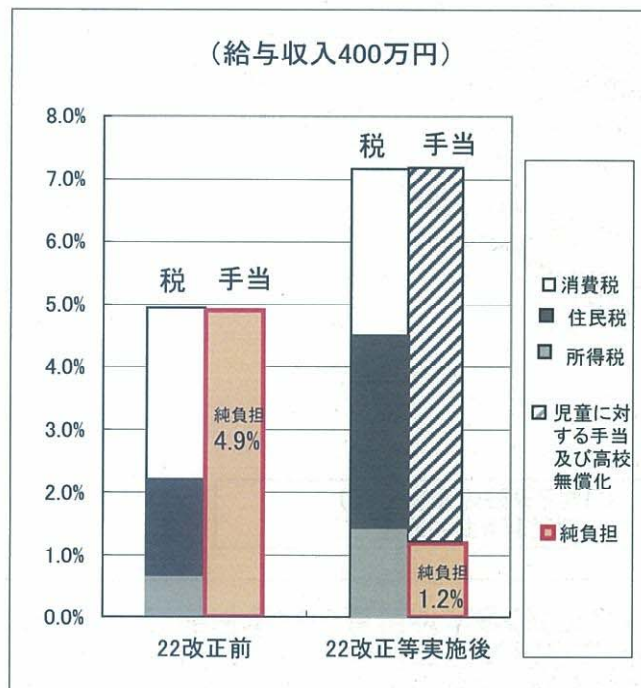
(注1)「22改正前」については、手当は旧児童手当(支給対象は小学校修了前の児童で、第1・2子は0.5万円/月、第3子以降は1.0万円/月、3歳未満は第1子から1.0万円/月)を前提としている。

(注2)「22改正等実施後」についての前提は、以下の通り。

- ・所得税及び住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)。
- ・税率構造やその他の控除については現行(平成23年現在)と同じ。
- ・手当については、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月を前提。

近年の取組みによる税負担と手当・高校実質無償化のネット負担の変化③ (手当については23年10月～の制度)

○ 中学生と高校生を扶養する納税者の場合、中学生については新たに手当が支給され、高校生については高校実質無償化が導入されたため、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減により税負担は増加しているものの、比較的所得が低い階層のネット負担は大きく低下している。



(注1)「22改正前」については、手当は旧児童手当(支給対象は小学校修了前の児童で、第1・2子は0.5万円/月、第3子以降は1.0万円/月、3歳未満は第1子から1.0万円/月)を前提としている。

(注2)「22改正等実施後」についての前提は、以下の通り。

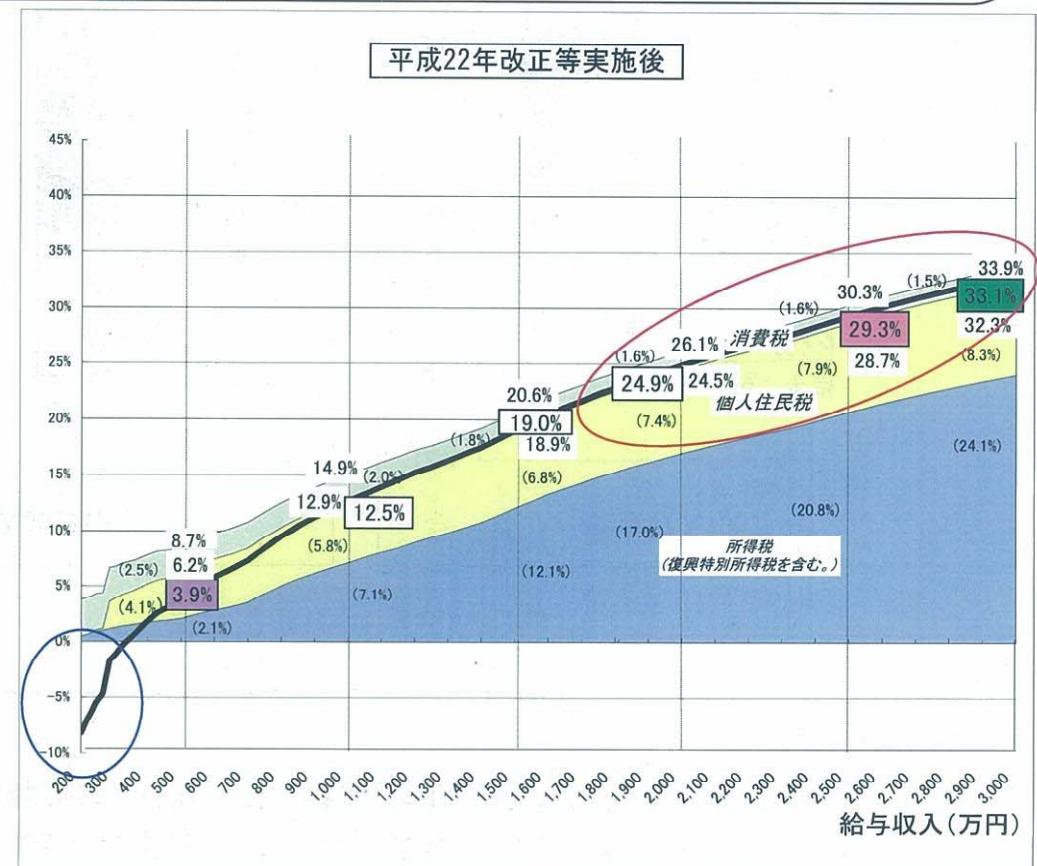
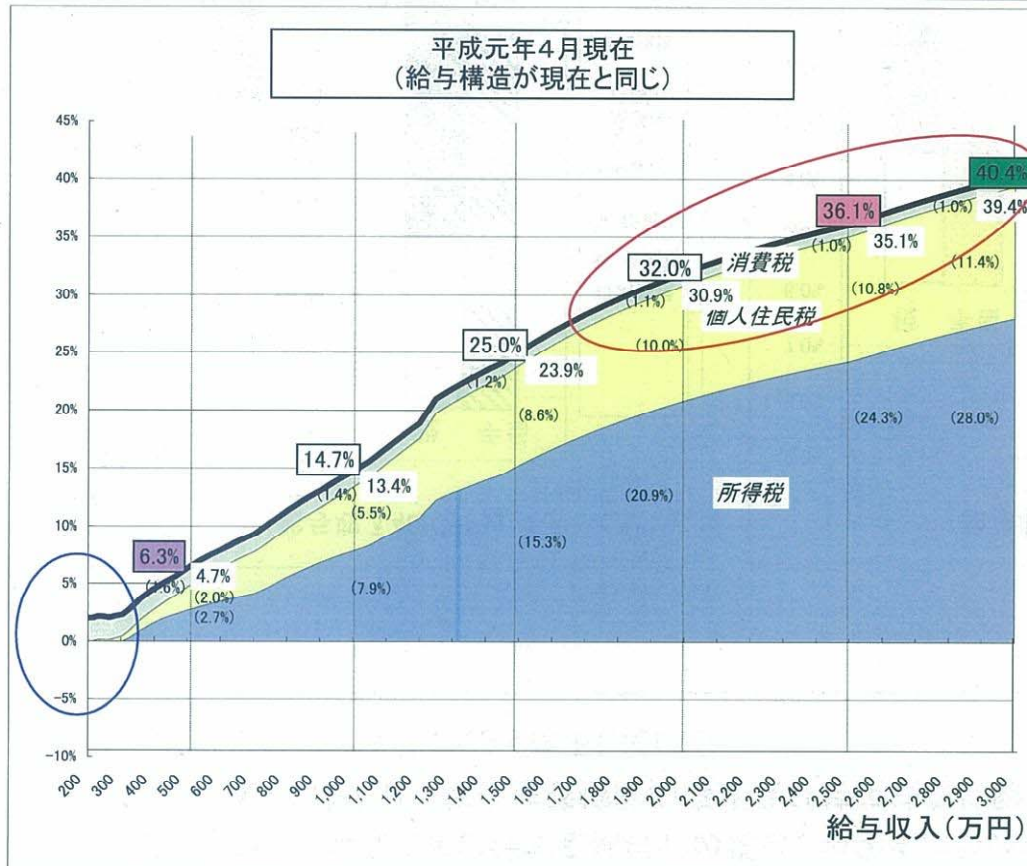
- ・所得税及び住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)。
- ・税率構造やその他の控除については現行(平成23年現在)と同じ。
- ・手当については、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月を前提。高校無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。

- 子どもを扶養する世帯については、近年、「控除から手当へ」に則した改革を実施してきたため、負担構造を比較する際には、税(=負担)と、手当(=受益)を勘案したネットの負担を併せ見る必要。

(注)平成22年度改正において、子ども手当の創設にあわせて年少扶養控除を廃止し、高校実質無償化にあわせて特定扶養控除を縮減。

「平成22年改正等実施後」には、給与所得控除の上限設定及び復興特別所得税に加えて、所得税及び住民税の年少扶養控除の廃止を織り込んでいる。

- 小学生と中学生を扶養する場合、近年進められてきた手当の拡充により、所得が低い階層の負担は平成元年と比べて比較的大きく低下し、ネット負担がマイナス(=受益が負担を上回っている)。
- 一方、高所得者層の負担が大きく低下している構造は、単身者や夫婦世帯と同じ。



(注1)夫婦2人の民間給与所得者で、子は小学生・中学生として試算している。

(注2)平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率で、以下を前提としている。

- ・所得税、住民税については、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
- ・復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて算出したものである。

(注3)児童に対する手当は、以下を前提としている。

- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
- ・平成22年改正等実施後では、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月の子ども手当を前提。

(注4)消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入－個人所得課税－社会保険料(＋子ども手当))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

(注5)住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

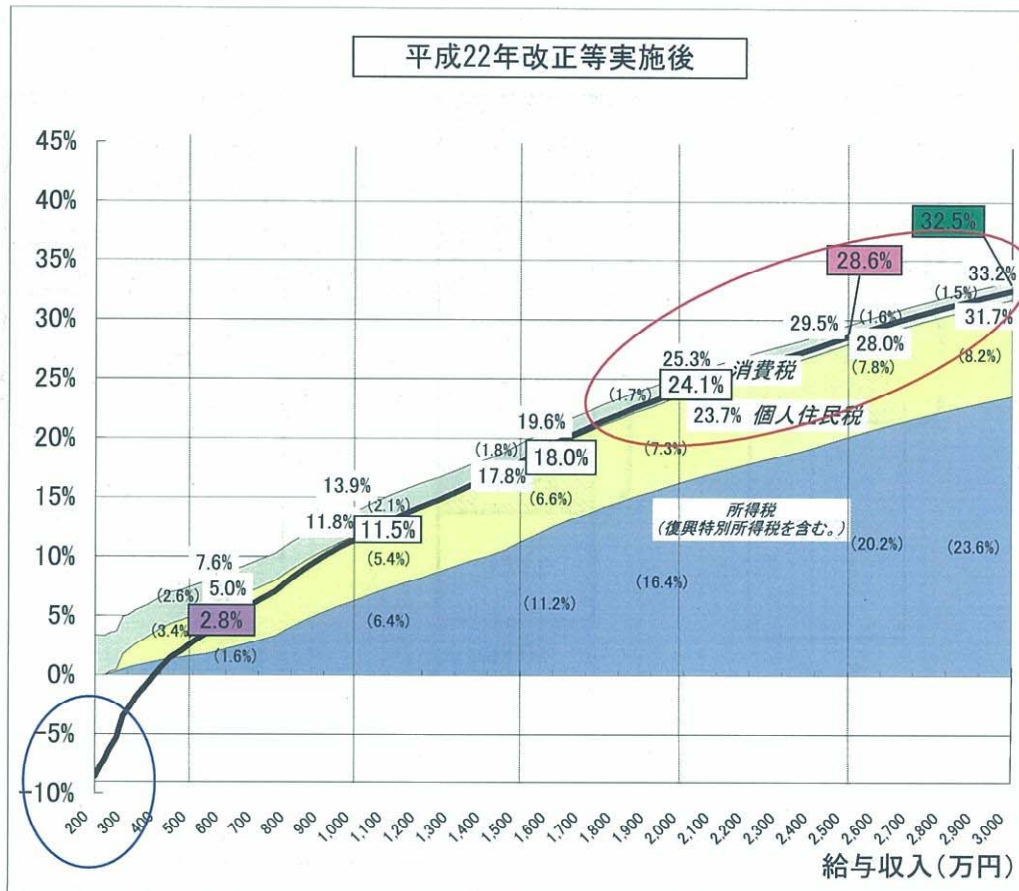
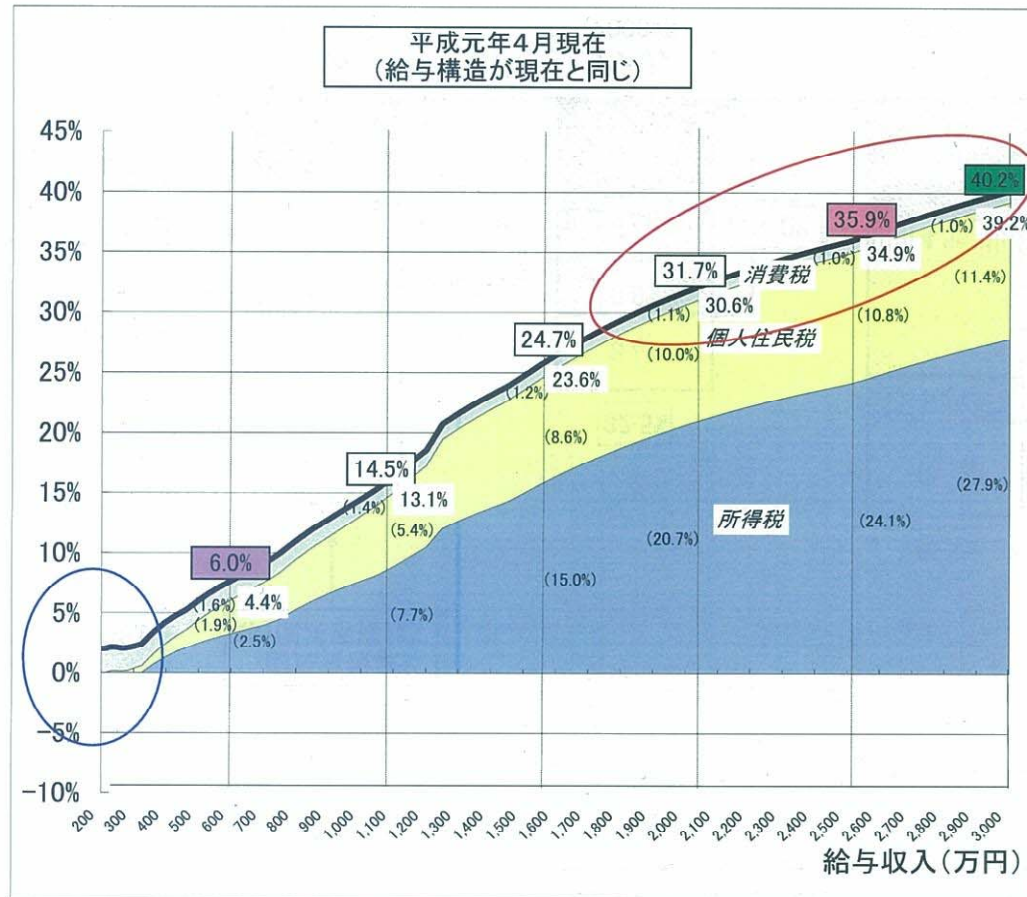
税負担と児童に対する手当・高校実質無償化のネット負担の変化

夫婦＋中学生＋高校生

○ 中学生と高校生を扶養する納税者の場合も、児童に対する手当の拡充と高校実質無償化の導入により、所得が低い階層のネット負担は比較的大きく低下。

○ 一方、高所得者層の負担が大きく低下している傾向は、他の世帯類型と同じ。

(注)「平成22年改正等実施後」には、給与所得控除の上限設定、復興特別所得税、年少扶養控除の廃止に加えて、特定扶養控除の縮減を織り込んでいる。



(注1) 夫婦2人の民間給与所得者で、子は中学生・高校生として試算している。

(注2) 平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度))から実施後の実効税率で、以下を前提としている。

・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。

・復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて算出したものである。

(注3) 児童に対する手当等は、以下を前提としている。

・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。

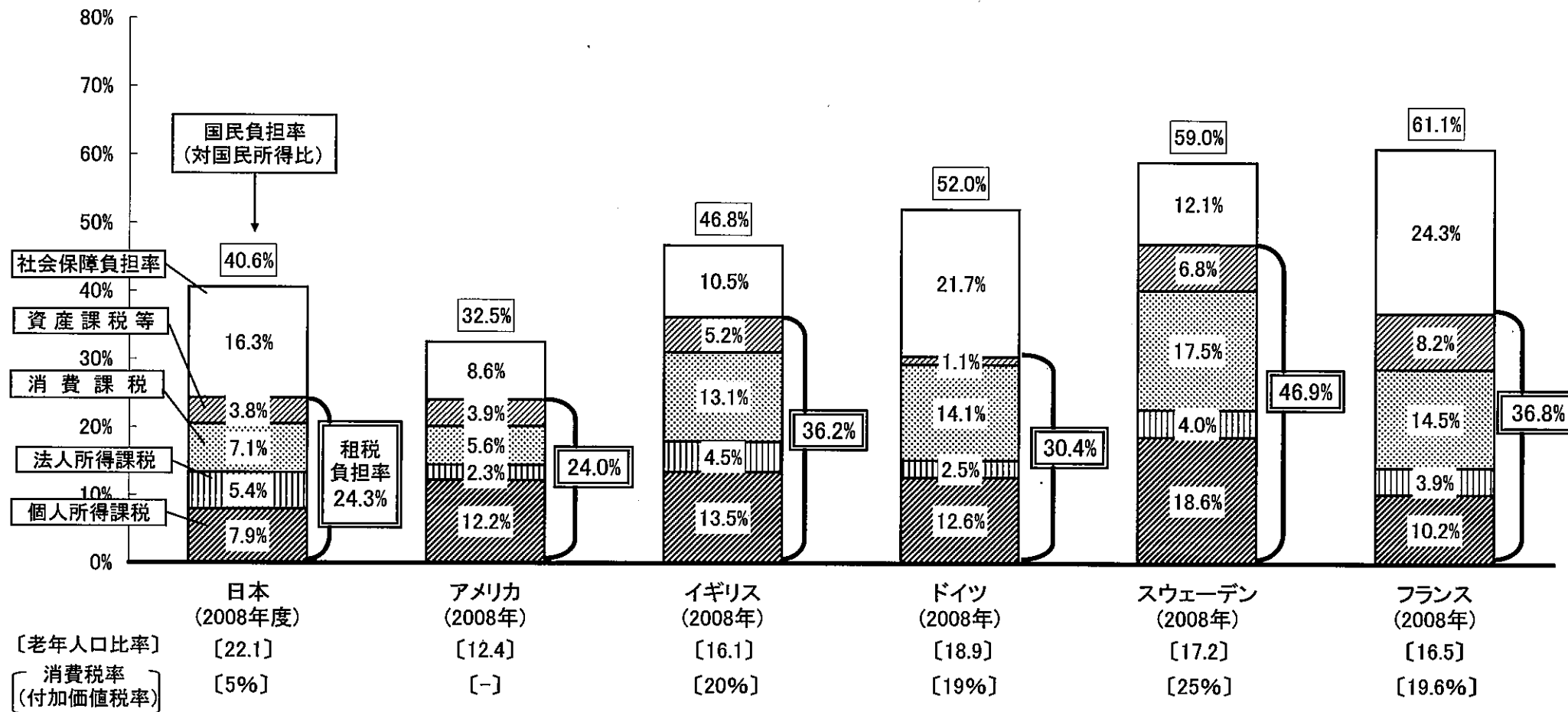
・平成22年改正等実施後は、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月の子ども手当を前提。高校実質無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。

(注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入－個人所得課税－社会保険料(＋子ども手当等))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

(注5) 住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

国民負担率の内訳の国際比較

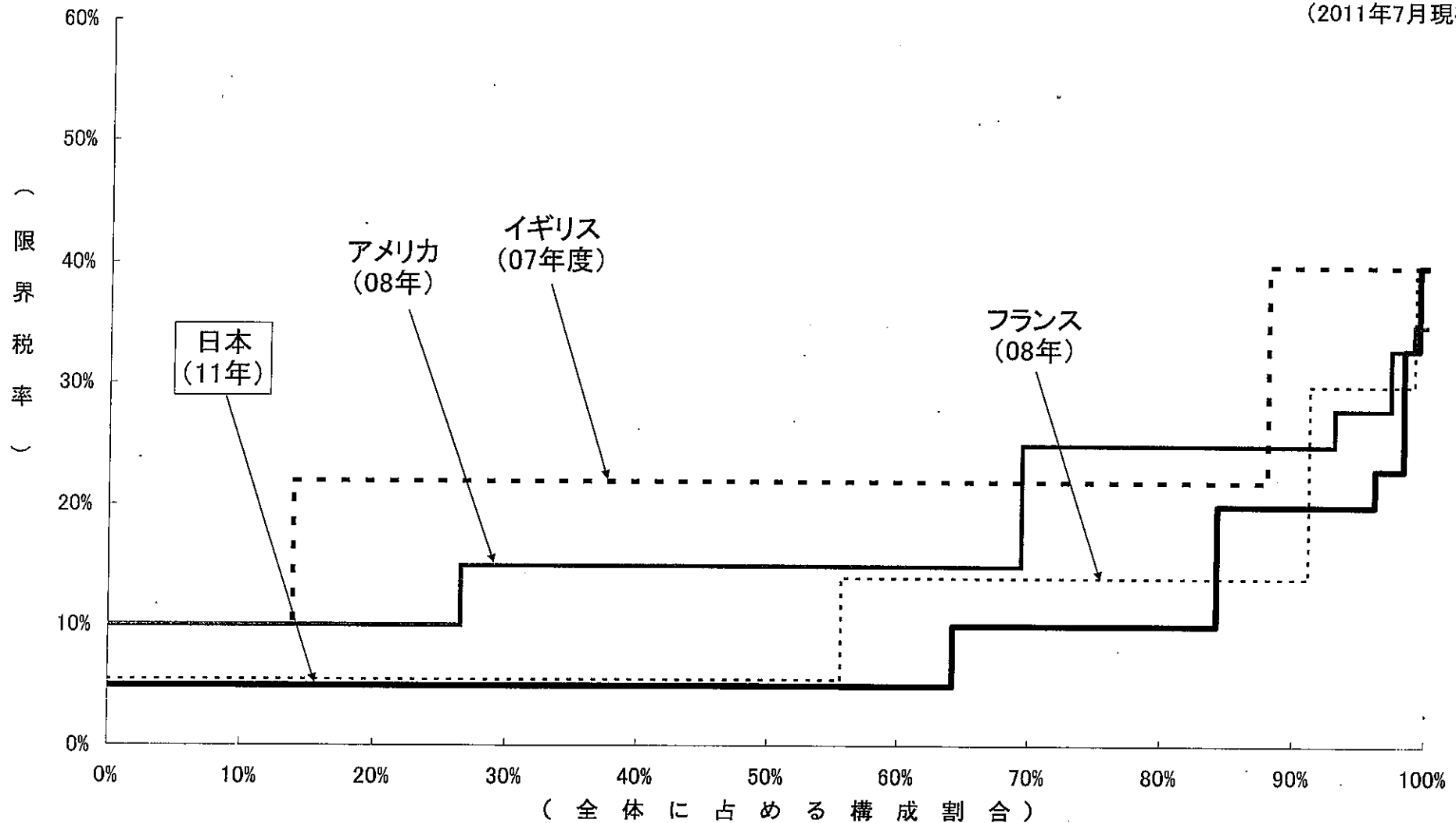
- 我が国の租税負担率は24.3%と、主要諸外国の中でもアメリカと並んで低い水準にある。
- 特に個人所得課税については7.9%と、主要諸外国に比べて最も低い水準にある。



- (注) 1. 日本は平成20年度(2008年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2009" 及び同 "National Accounts 1997-2009" による。なお、日本の平成23年度(2011年度)予算ベースでは、国民負担率: 38.8%、租税負担率: 22.0%、個人所得課税: 7.2%、法人所得課税: 4.0%、消費課税: 6.9%、資産課税等: 3.8%、社会保障負担率: 16.8%となっている。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2008年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database" による)である。なお、日本の2011年の推計値は23.4%となっている。
5. 消費税率(付加価値税率)は、2011年1月現在の標準税率。なお、アメリカは、州、郡、市により小売上税が課されている。(例: ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2011年7月現在)



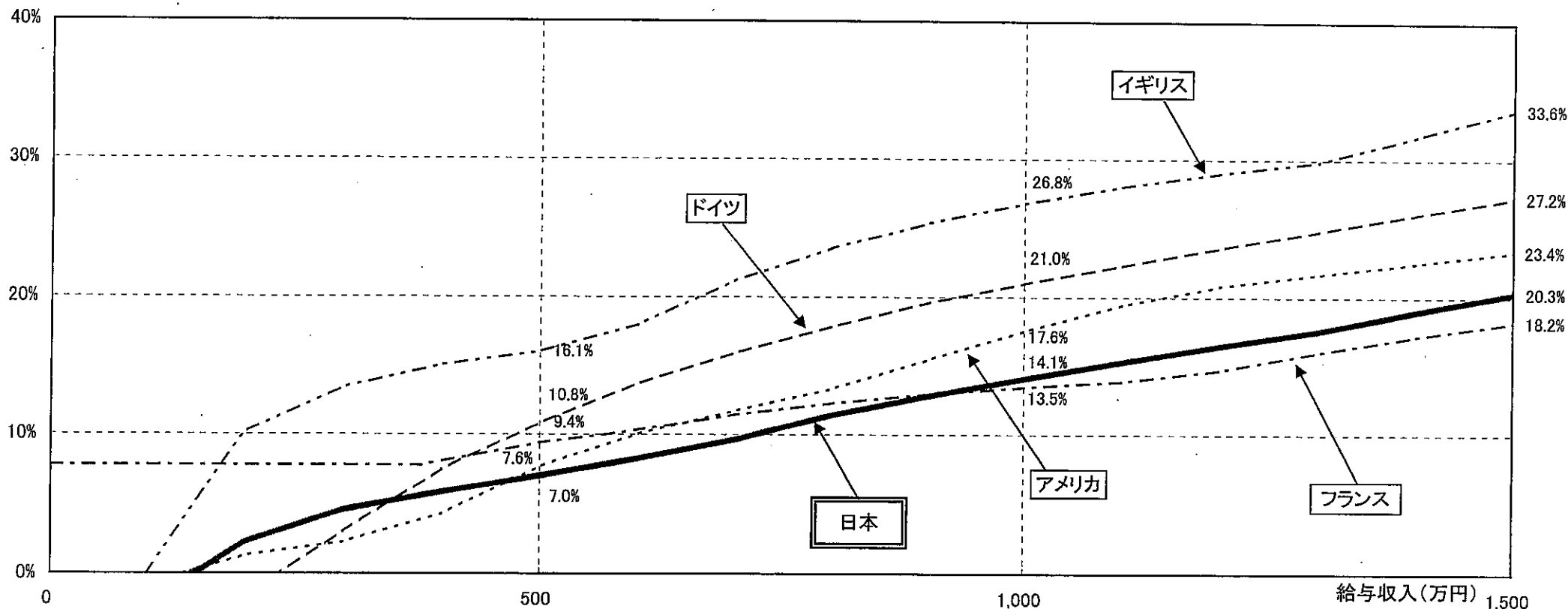
- (注) 1. 日本のデータは、平成23年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 4. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 5. 各国の税率構造について、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(10・22・40%)、フランスは4段階(5.5・14・30・40%)である。なお、2011年7月現在、イギリスは3段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5.5・14・30・41%)となっている。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

小学生・中学生の場合

(2011年7月現在)

- 小学生と中学生を扶養する納税者については、平成22年度税制改正で15歳以下に係る年少扶養控除を廃止したこともあり、
- ・ 比較的低い所得階層と、給与収入1000万円程度を超える階層について、一部の国よりも高い場合があるが、
 - ・ 一方で、給与収入500～1000万円弱までの階層は、年少扶養控除が廃止されたことによる影響を織り込んでも、主要諸外国と比べて最も低い。



(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて逓減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円及び2,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

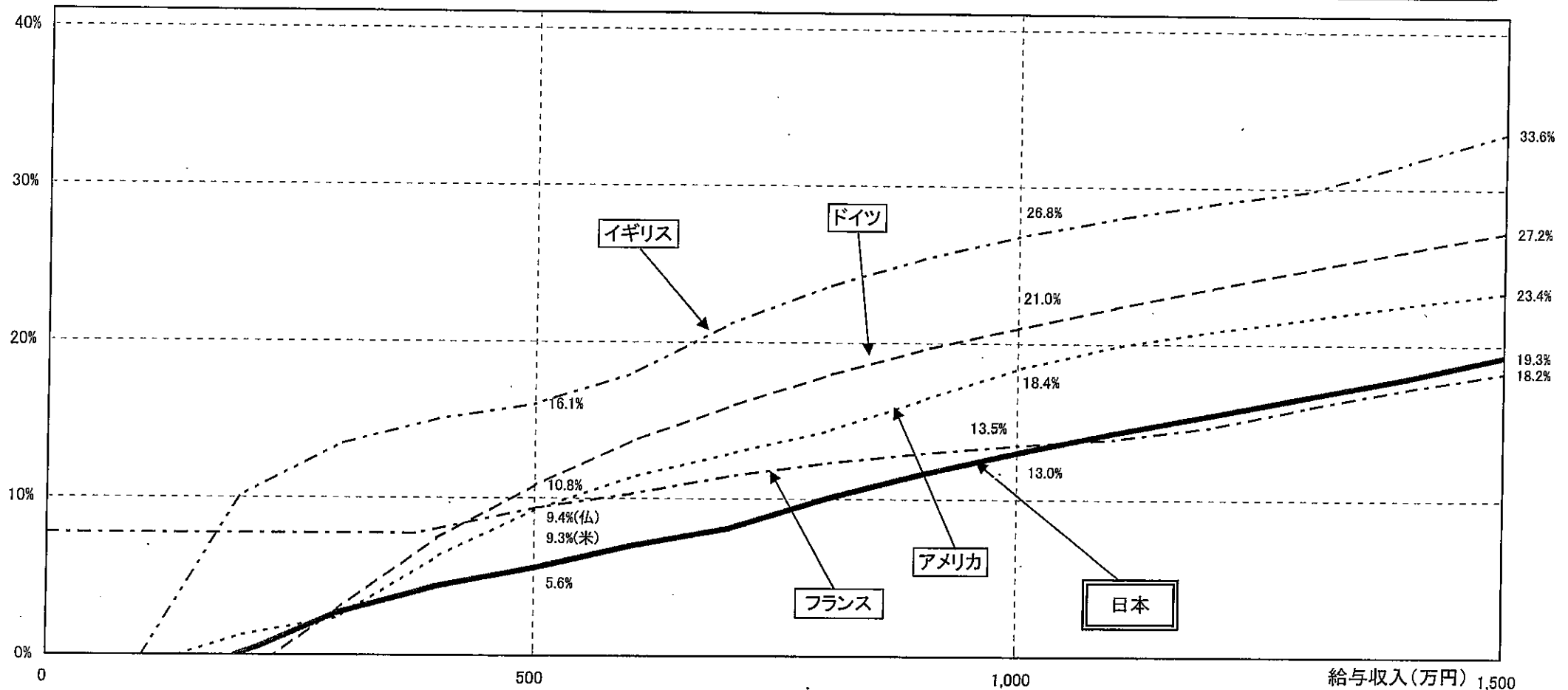
- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課されている。)が含まれる。
 2. 日本は、子を小学生、中学生としている。アメリカは、子を17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。なお、個人住民税の扶養控除(年少)の廃止【平成24年度分～】も考慮している。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)
 6. 表中の数値は、給与収入1,000万円及び2,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

中学生・高校生の場合

(2011年7月現在)

○ 中学生と高校生を扶養する納税者についても、小学生と中学生を扶養するケースと概ね同様の傾向がみられるが、さらに広い階層について諸外国よりも税負担が低い。



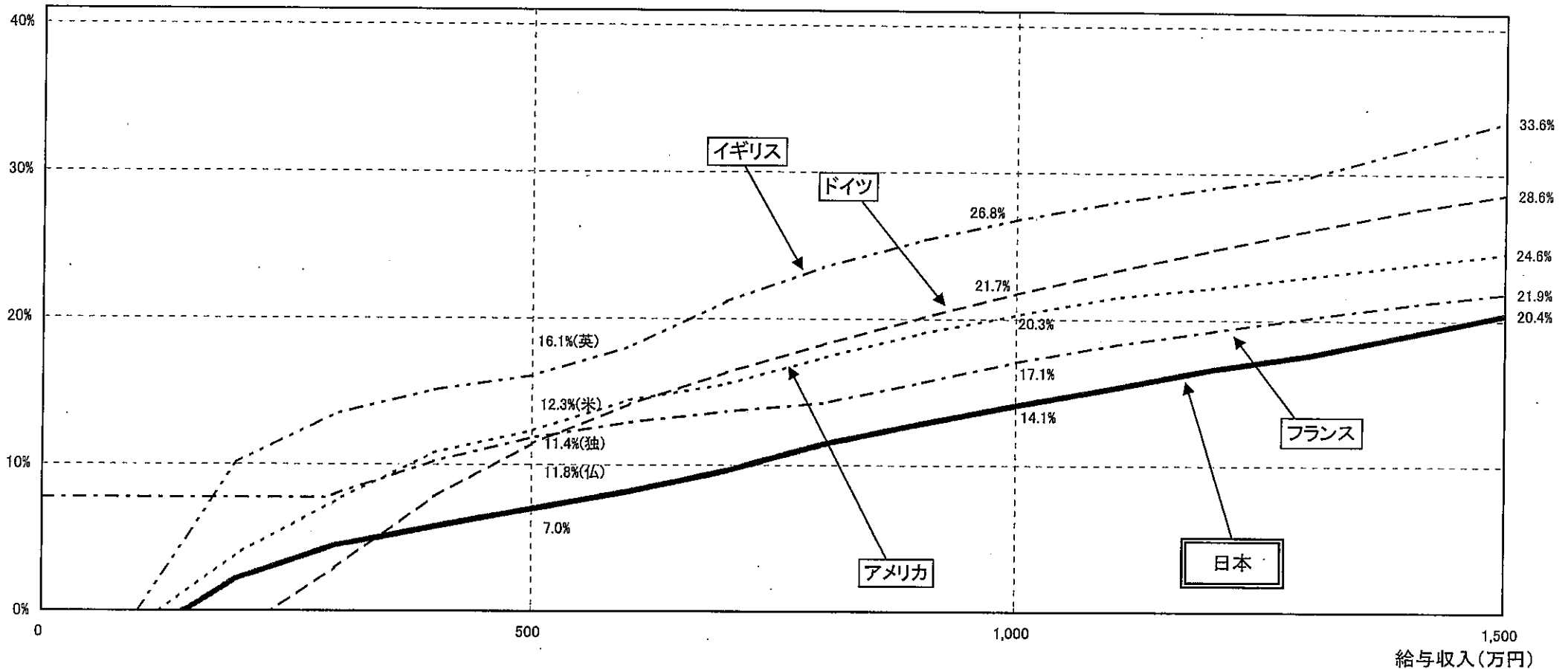
(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて遞減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課されている。)が含まれる。
 2. 日本は、子を中学生、高校生としている。アメリカは、子のうち1人が17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。なお、個人住民税の扶養控除(年少)の廃止[平成24年度分~]も考慮している。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)
 6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

(2011年7月現在)

○ 夫婦のみの世帯について、給与収入1500万円までの階層の税負担をみると、我が国の個人所得課税の負担は、概ね諸外国に比べて低い。



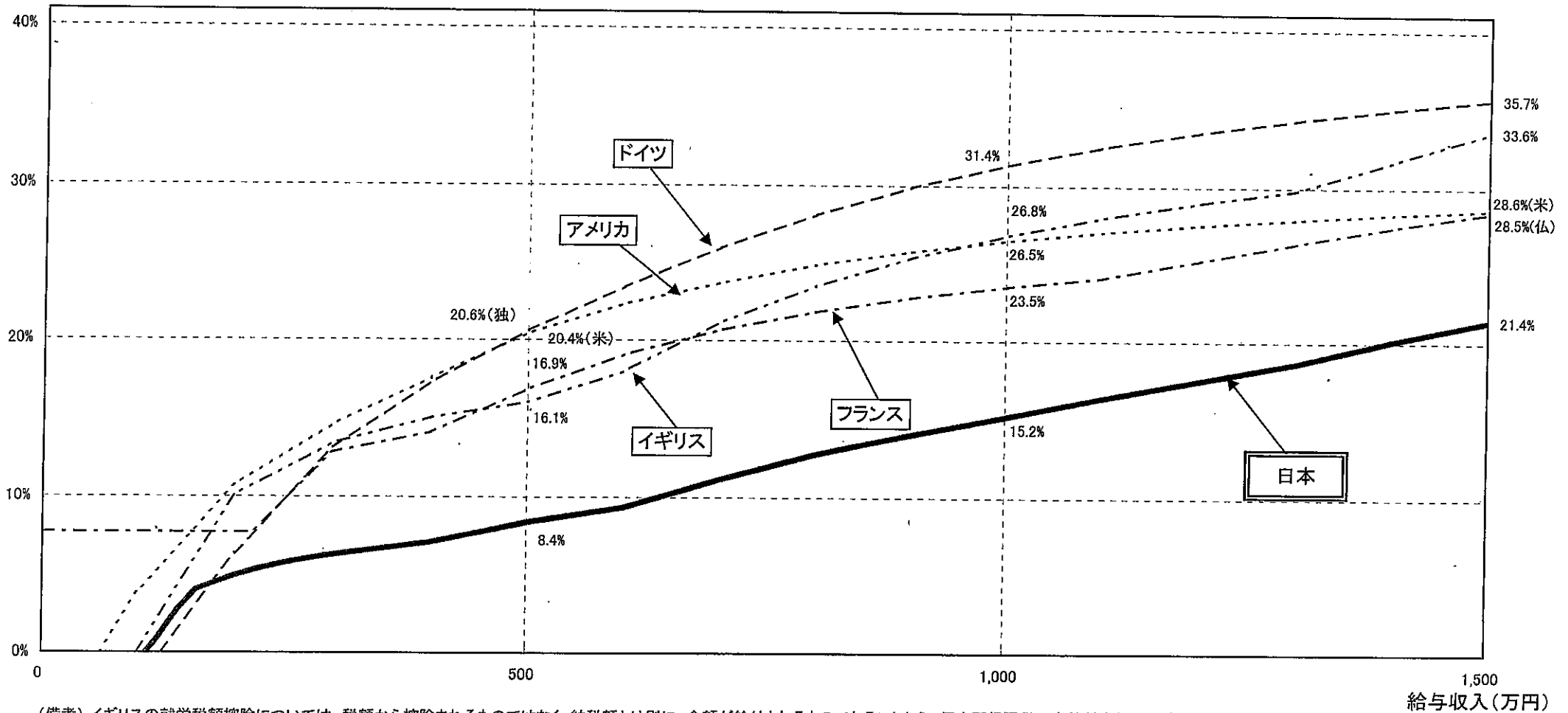
(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、所得税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて逓減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)。
 5. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

(2011年7月現在)

○ 単身者について、給与収入1500万円までの階層の税負担をみると、主要諸外国に比べて我が国の個人所得課税の負担は大幅に低い。



(備考) イギリスの就労税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて連減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(OSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)
 5. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

主要国の所得税等の最高税率について

- 日本の個人所得課税の最高税率は概ね主要国並み。
- 個人所得課税の最高税率について、ドイツは2007年（44.31%→47.48%）、イギリスは2010年（40%→50%）、フランスは2011年（48%→49%）に引上げ。

（2011年7月現在）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税	40% (注1)	35%	50% (注3)	45% (注4)	41% (注5)
住民税等	10%	12.8% (注2)	—	2.48% (注4)	8% (注5)
所得税＋ 住民税等	50%	47.8%	50%	47.48%	49%
所得税の最高税率が 適用される給与収入	2,340万円～	3,418万円～	1,980万円～	6,060万円～	2,956万円～
所得税の ブラケット数	6	6	3	— (注4)	4

（注1）日本の所得税の最高税率については、復興特別所得税（所得税額に対する2.1%の付加税）により、平成25年分から実質的に40.84%となる。

（注2）アメリカの地方個人所得税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の個人所得税率の合計値である。

（注3）イギリスには地方税はない。

（注4）ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が分配される。また、所得税に加えて、連帯付加税（原則、所得税額の5.5%、最高税率2.48%）が課されている。さらに、所得税率ブラケットは存在せず、税率表にしたがって税額が決定される。

（注5）フランスには地方税はないが、社会保障関連諸税（計8%）が給与収入に対して課されている。また、2011年予算法により所得税の最高税率が引き上げられた（40%→41%）。

（注6）所得税の最高税率が適用される給与収入の計算においては、夫婦子2人の世帯を仮定している。なお、日本は、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満としている。アメリカは、子のうち1人が17歳未満としている。

（備考）邦貨換算レートは、1ドル＝81円、1ポンド＝132円、1ユーロ＝116円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成23年5月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

富裕層による課税強化に関する発言

1 アメリカ「超高所得者層への甘やかしの停止」(ウォーレン・バフェットの手記)

高所得者はキャピタルゲインへの軽減課税により、給与所得者よりも個人所得税の実効税率が低いことを示した上で、以下の提言。

- ー 所得 100 万ドル以上の高所得者(約 24 万人)に対する配当・キャピタルゲインを含めた課税強化
- ー 所得 1,000 万ドル以上の高所得者に対し、所得 100 万ドル以上(約 8 千人)の高所得者よりも高率の課税

(出典)「Stop Coddling the Super-Rich」(The New York Times 8月 14 日)

2 フランス「我々に課税せよ」(リリアン・ベタンクール(ロレアル創業者の娘)等 16 人の嘆願)

ユーロ圏の各国を襲った経済危機からフランスが抜け出すための支援手段として、「特別貢献税」の導入を要求。ただし、その税率は、資本流出や脱税のような経済的影響を回避するため、「適正な割合」にすべきであるとしている。

(出典)「L'appel de très riches Français : "Taxez-nous !"」(Le Nouvelle Observateur 8月 25 日)

3 イタリア ルカ・ディ・モンテツェモロ(イタリア フェラーリ社長)の発言

政府の資産売却及び議員の特典減少により政府が現金を確保することを前提として、国民からの貢献が必要となること、貢献の要請を中所得者に行うことは恥ずべきことであるから、高所得者層に要請を行うべき。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

4 ドイツ「財産税のための富裕層の集まり」(ドイツの富裕層から構成されるグループ)

富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するため、メルケル首相に対し、貧困層に影響のある歳出削減という措置ではなく、富裕層への課税強化により公的債務を削減するよう要請。

また、マニフェストには、50 万ユーロ以上の資産に対する5%の課税(2年間の時限措置)等により 1,000 億ユーロの歳入増を行う旨が記載。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要(未定稿)

欧州諸国においては、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として、最近、富裕層に対する課税を強化する動きが見られる。

フランス

財政赤字削減計画(2011年8月発表。11月現在、①②は法律として成立、③は議会審議中)

- ① 資本所得に係る社会保障関連諸税の税率引上げ(12.3%→13.5%)(11年分～)
- ② 個人が5年超保有する不動産の譲渡益に係る軽減措置の一部廃止(12年2月1日～)
- ③ 高所得者(単身:25万ユーロ、夫婦:50万ユーロ)に対する新規の所得課税(税率3%)(12年分～)^(注1)

追加財政赤字削減計画(2011年11月発表、11月現在、下記の措置等について議会審議中)

- 利子・配当に係る分離課税の税率引上げ(19%→24%)(12年分～)

イタリア

第2次財政健全化策(2011年9月発表。同月に法律として成立)

- ① 所得税付加税(30万ユーロを超える所得に対して3%)の導入(11年～13年の時限措置)
- ② キャピタルゲイン(国債を除く)に係る所得税の税率引上げ(12.5%→20%)(12年～)

スペイン

富裕税の復活に関する勅令法(2011年9月発表。同月に成立・施行)

- 富裕税(70万ユーロを超える資産に対して0.2～2.5%)の復活^(注2)(11年、12年の時限措置)

ポルトガル

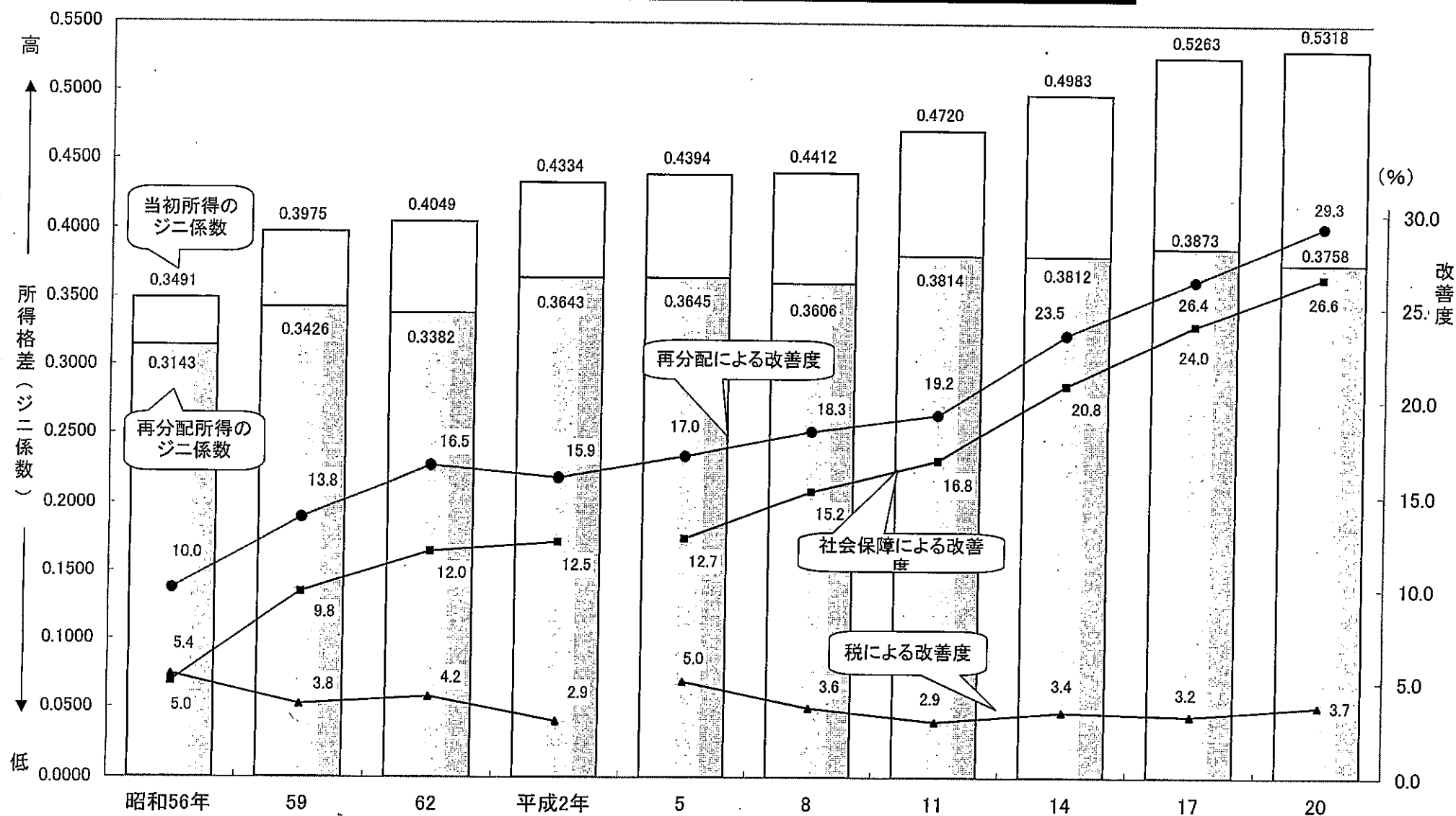
財政健全化策(2011年8月発表。11月現在、議会審議中)

- ① 所得税付加税(15.3万ユーロを超える所得に対して2.5%)の導入(12年、13年のみの時限措置)
- ② 株式市場におけるキャピタルゲインにかかる所得税を20%から21.5%に引上げ

(注1) 財政赤字対GDP比が3%になるまでの時限措置。なお、課税最低限の金額は、下院財政委員会で採択されたもの。

(注2) 富裕税は1991年に導入されたが、2009年に廃止されていた。

所得再分配によるジニ係数の変化



(備考)「当初所得」・・・公的年金等の社会保障給付金を除いた所得(雇用者所得等)
「再分配所得」・・・当初所得+社会保障給付金-社会保険料-税金+現物給付(医療・介護等)
なお、所得は世帯単位のもの。
平成2年以前の「社会保障による改善度」及び「税による改善度」は現行の算出方法と異なるため連続しない。
(出所)厚生労働省「所得再分配調査」

所得税の税率区分ごとの税収

平成23年度
予算ベース

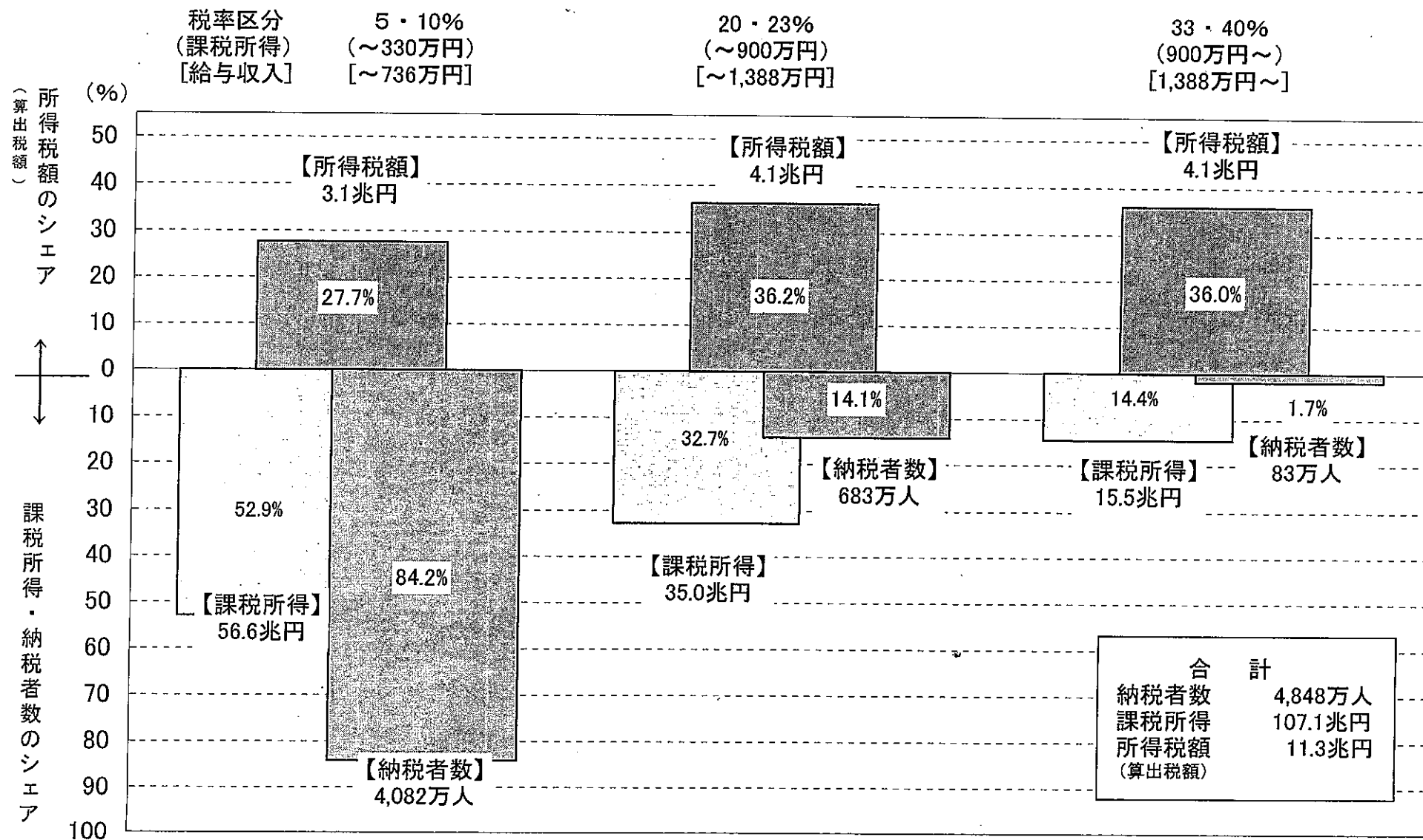
	税率区分	課税所得 (給与収入)	総課税所得	税率1%引上げ 当たりの増収力	対象納税者数
約1.4兆円	40%	1,800万円～ (2,340万円～)	約3.6兆円	約360億円	約30万人 (0.6%)
約1.5兆円	33%	900万円～1,800万円 (1,387万円～2,340万円)	約4.4兆円	約440億円	約80万人 (1.6%)
約0.6兆円	23%	695万円～900万円 (1,162万円～1,387万円)	約2.6兆円	約260億円	約190万人 (3.9%)
約2.9兆円	20%	330万円～695万円 (736万円～1,162万円)	約14.5兆円	約1,500億円	約770万人 (15.9%)
約1.7兆円	10%	195万円～330万円 (554万円～736万円)	約16.5兆円	約1,700億円	約1,730万人 (35.7%)
約3.3兆円	5%	0円～195万円 (261万円～554万円)	約65.3兆円	約6,500億円	約4,850万人 (100.0%)

(注1) 平成23年度予算ベースの推計値である。

(注2) 対象納税者数の括弧内の割合は、その税率が適用される人数の全納税者数に占める割合である。

所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合(推計)の状況

未定稿



(注) 1. 各計数は、平成23年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない)。

2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦2人(子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～736万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

復興特別所得税（付加税率2.1％）による年間の税負担額

（単位：円）

給与収入金額	
（ ）内は給与所得者全体に占める累計割合	
300万円	(40.5%)
400 "	(58.6%)
500 "	(72.9%)
600 "	(82.3%)
700 "	(88.0%)
800 "	(92.0%)
900 "	(94.5%)
1,000 "	(96.2%)
1,500 "	(99.0%)
2,000 "	(99.6%)
2,500 "	(99.8%)
3,000 "	

夫婦子2人	
所得税額	付加税額 （ ）内は1ヶ月当たり
11,500	200 (17)
43,500	900 (75)
78,500	1,600 (133)
129,500	2,700 (225)
203,500	4,300 (358)
334,500	7,000 (583)
494,500	10,400 (867)
666,500	14,000 (1,167)
1,770,600	37,200 (3,100)
3,338,100	70,100 (5,842)
5,012,000	105,300 (8,775)
6,912,000	145,200 (12,100)

（単位：円）

夫婦子1人（16歳未満）	
所得税額	付加税額 （ ）内は1ヶ月当たり
43,000	900 (75)
75,000	1,600 (133)
122,500	2,600 (217)
192,500	4,000 (333)
300,500	6,300 (525)
460,500	9,700 (808)
620,500	13,000 (1,083)
792,500	16,600 (1,383)
1,978,500	41,500 (3,458)
3,546,000	74,500 (6,208)
5,264,000	110,500 (9,208)
7,164,000	150,400 (12,533)

（単位：円）

単身者	
所得税額	付加税額 （ ）内は1ヶ月当たり
62,000	1,300 (108)
94,000	2,000 (167)
160,500	3,400 (283)
230,500	4,800 (400)
376,500	7,900 (658)
536,500	11,300 (942)
696,500	14,600 (1,217)
868,500	18,200 (1,517)
2,103,900	44,200 (3,683)
3,671,400	77,100 (6,425)
5,416,000	113,700 (9,475)
7,316,000	153,600 (12,800)

（注）1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入（1年を通じて勤務した者）は、412.0万円。

2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報（厚生労働省）」による一般労働者（パートを除く）の平均給与額は、483.3万円。

3. 夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満に該当するものとして計算している。

夫婦子1人の場合、子が16歳未満に該当するものとして計算している。（なお、夫婦のみの場合、夫婦子1人の場合と税負担額は同じ）

4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。

5. 付加税額については、100円未満を四捨五入して計算している。

6. 給与所得者全体に占める累計割合は「平成22年分民間給与実態統計調査」による。なお、2,500万円超の収入区分における累計割合は不明。

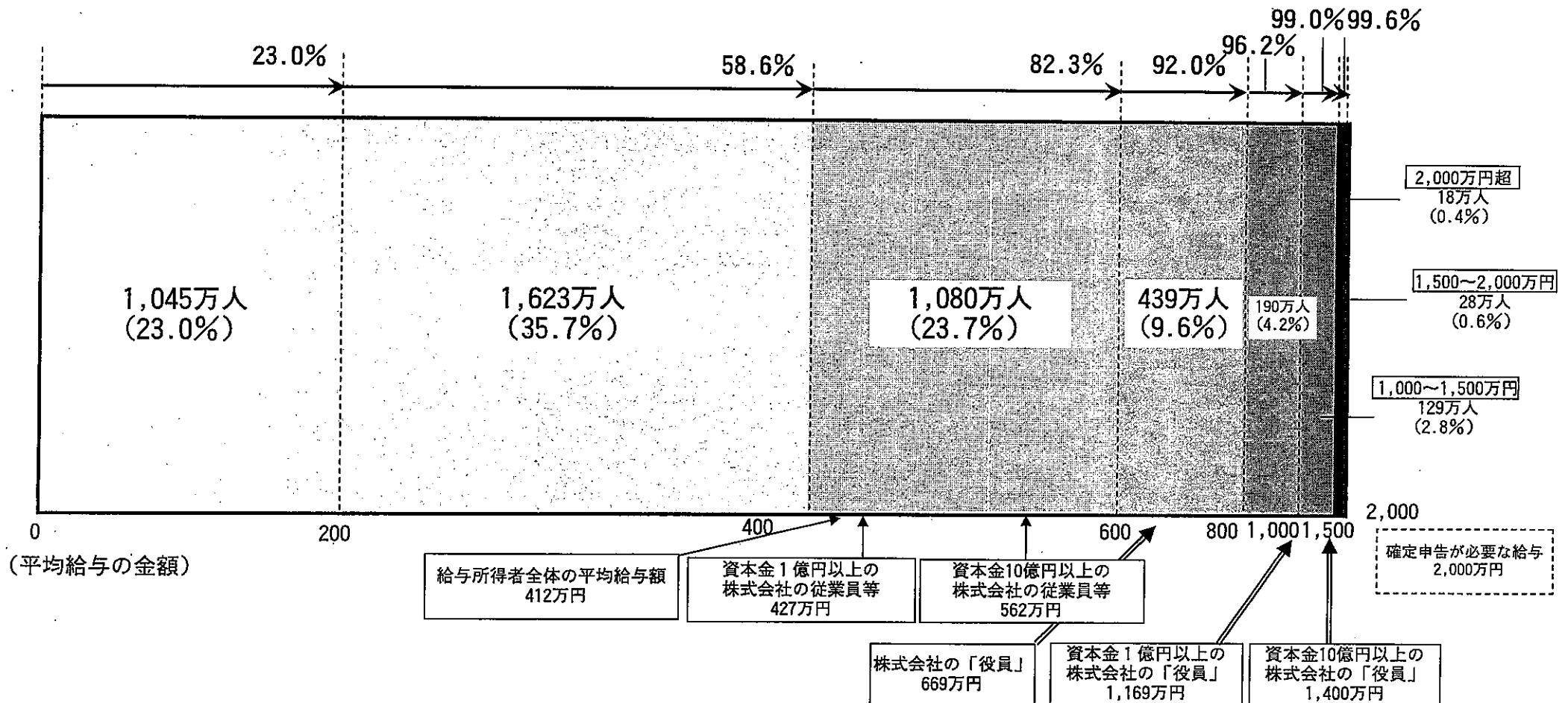
給与所得控除の見直し（23 年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）による税負担額の変化（所得税＋住民税）

給与収入金額 （【案】給与所得控除額）	現行の税負担額	税負担額の変化
		給与収入 1,500 万円を超える場合 控除額 245 万円
1,000 万円 (220 万円)	113 万円	0
1,200 万円 (230 万円)	168 万円	0
1,500 万円 (245 万円)	264 万円	0
1,800 万円 (260 万円⇒245 万円)	387 万円	+6 万円
2,000 万円 (270 万円⇒245 万円)	468 万円	+11 万円
2,500 万円 (295 万円⇒245 万円)	680 万円	+25 万円
3,000 万円 (320 万円⇒245 万円)	918 万円	+38 万円

（注）夫婦子2人（子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象）として計算している。

給与所得者（4,552万人）の状況

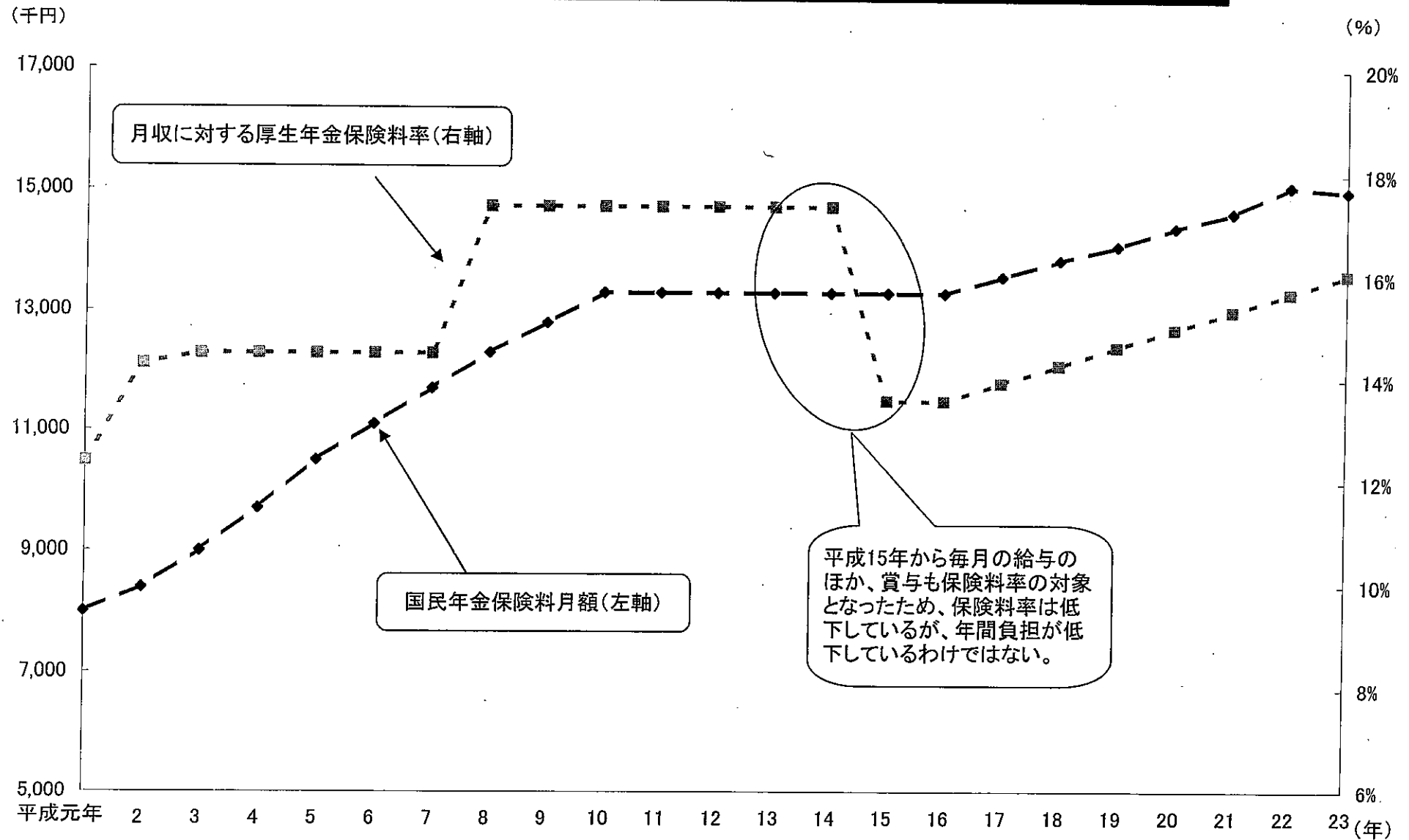
- 給与所得者の分布は、200万円～400万円が最も多く35.7%、1,000万円超は3.8%、1,500万円超は1.0%。
- 給与所得者全体の平均給与は、412万円。



(注1) 国税庁「民間給与実態調査（平成22年分）」（1年を通じて勤務した者）による。ただし、株式会社の従業員等に係る金額及び役員に係る金額については平成21年分による。

(注2) 従業員等には、役員についてのデータも含まれている。

年金保険料の推移(平成元年～23年)



- (注) 1. 厚生年金の保険料率は、平成15年4月から総報酬制が導入され、毎月の給与のほか、賞与に対し同率の保険料率が適用されている。
 2. 厚生年金の保険料率は第1種被保険者(男子)の額であり、労使合計の数値。
 3. 厚生年金保険料率及び国民年金保険料月額は、当該年度中の4月の率及び額である。

諸控除の見直し

総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得 等）の課税ベースのイメージ

- 現在課税対象となる収入は約250兆円、課税所得は約110兆円。
- 課税所得約110兆円に対して所得税額は約11.3兆円。
- ⇒ 現在の税率を前提にすれば、約10兆円の控除縮減で増収額は約1.0兆円。

課税対象となる収入約250兆円（給与収入（約200兆円）、年金収入（約20兆円）、事業・不動産収入（所得ベースで約20兆円）等）

所得金額（約160兆円）

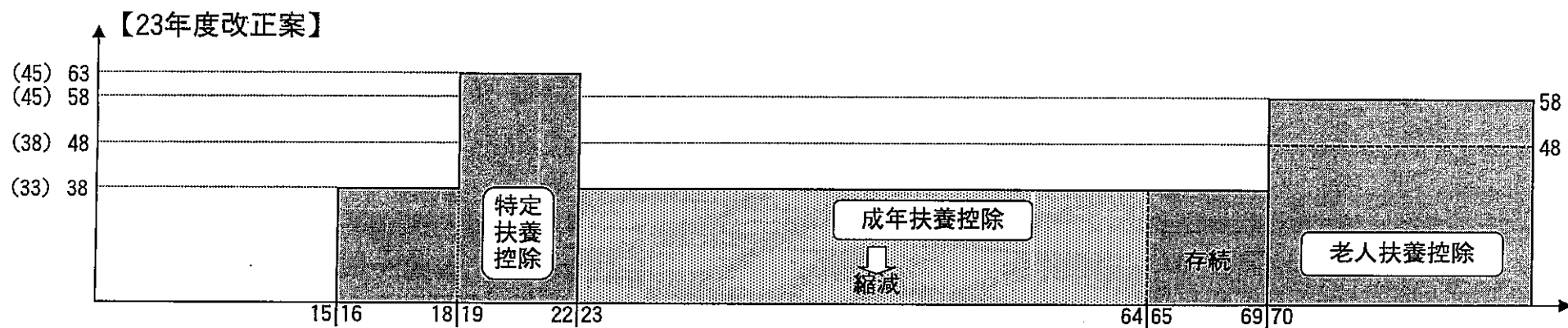
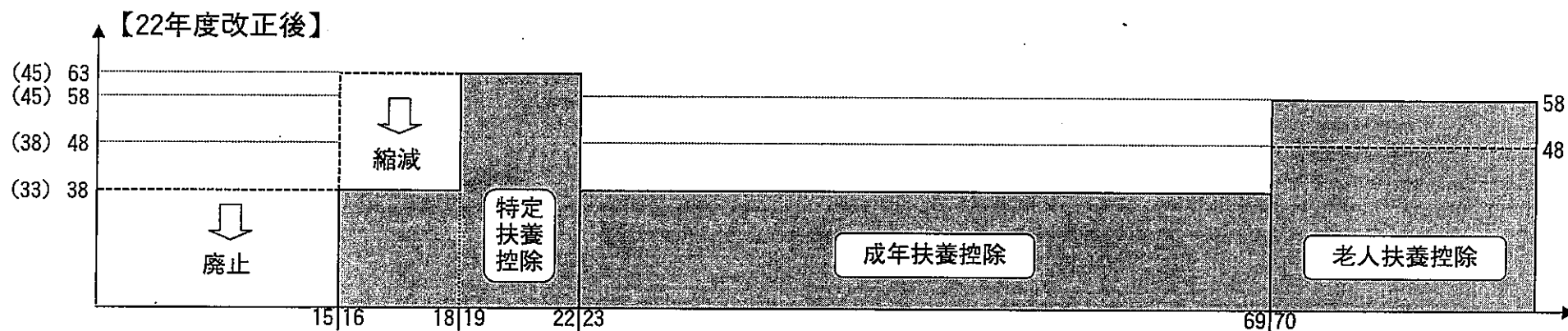
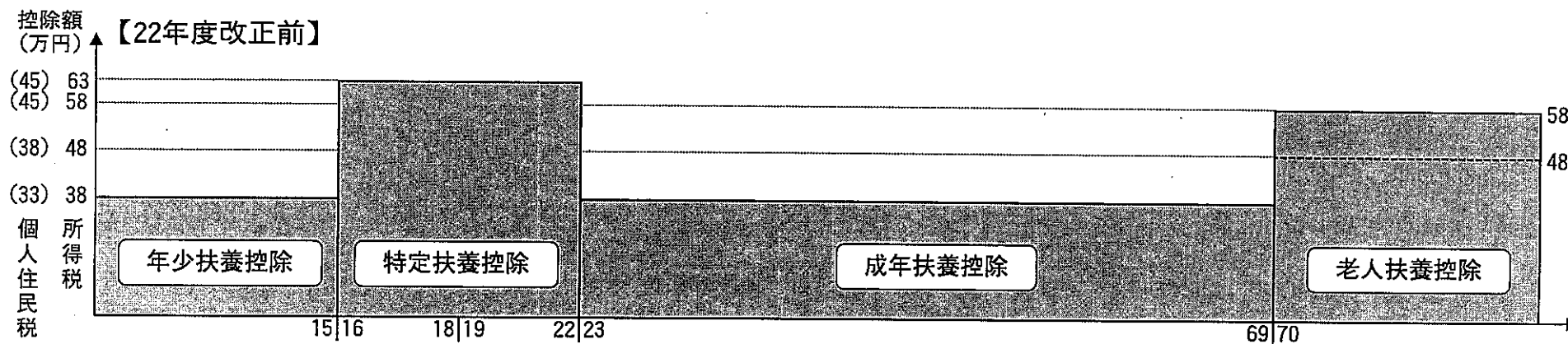
非 課 税 所 得	各種所得についての控除等 （約70兆円）	所得控除 （約60兆円）		課税所得（約110兆円）
		人的控除 （約30兆円）	その他 （約30兆円）	
	・ 給与所得控除（約59兆円） ・ 公的年金等控除（約12兆円） 等	・ 基礎控除（約18兆円） ・ 配偶者控除（約5兆円） ・ 一般扶養控除（約3兆円） （うち成年扶養控除約2兆円） ・ 特定扶養控除（約1兆円） ・ 老人扶養控除（約1兆円） 等	・ 社会保険料控除（約24兆円） ・ 生命保険料控除（約2兆円） 等	[所得税額 約11.3兆円]

（注1）23年度予算ベース等（年少扶養控除廃止、特定扶養控除縮減後）。

（注2）上記計数は納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.8兆円の税額控除（主として住宅ローン控除）が適用（23年度予算ベース）。

平成22年度改正・23年度改正法案（衆議院財務金融委員会での修正前）における扶養控除の見直しのイメージ

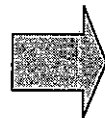


成年扶養控除の見直し（23年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）

- 成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除を縮減。
- 以下の扶養親族については、引き続き控除の対象。
 - ・ 心身の障がい等の事情を抱える人
 - ① 障害者（障害者控除制度の対象者）
 - ② 要介護・要支援認定者及びこれらの人の介護をしている生計を一にする扶養親族
 - ③ 難病や精神疾患等に係る公費負担医療制度の対象者、障害福祉サービスの受給者等
 - ④ 高額療養費制度の対象等となる高額な医療費がかかった扶養親族
 - ⑤ その年又は前年に長期（90日以上）にわたり入院・通院等をした扶養親族
 - ・ 65歳以上の高齢者
 - ・ 学生
- 所得400万円（給与収入568万円）以下の納税者については、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用。
- ※ 所得400万円（給与収入568万円）から段階的に控除を縮減し、所得500万円（給与収入689万円）以上の納税者については、控除を廃止。
- ※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用。

現行の成年扶養控除の適用がある
納税者数（被扶養者数）
約470万人（約520万人）

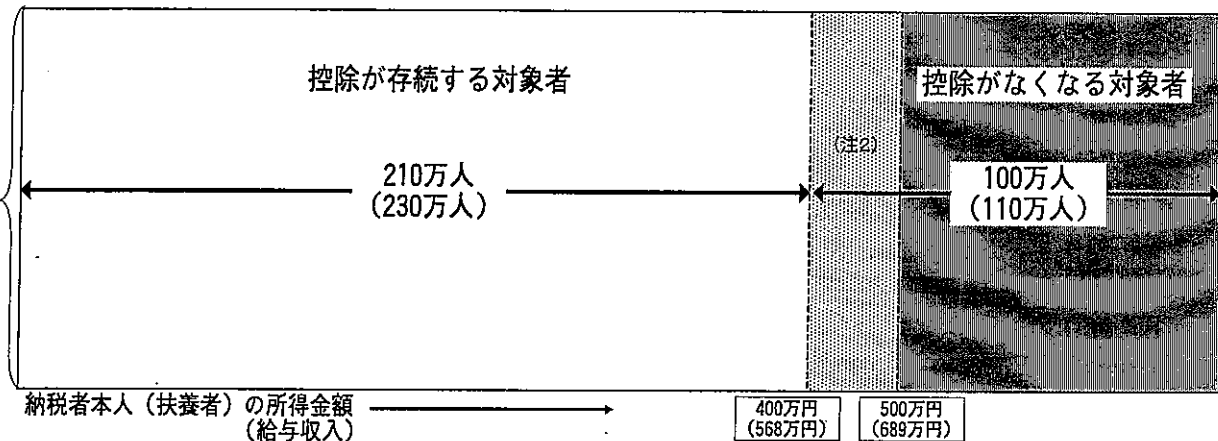
※ 現行制度では、被扶養者の年齢
が23歳から69歳までであれば、一
律に控除を適用。



特定成年扶養親族

- 心身の障がい等の事情を抱える人 90万人程度（100万人程度）
- 65歳～69歳の高齢者 20万人程度（30万人程度）
- 学生 40万人程度（40万人程度）

その他の被扶養者



(注1) 対象人員は、納税者の人数（括弧内は被扶養者数）であり、控除の廃止により税額に影響を受ける人数である。扶養者数は、平均1.1人の被扶養者がいるものとして算出。計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

(注2) 控除の適用がなくなることにより、税負担が急増しないよう、影響を緩和する調整措置。対象人員は納税者で20万人程度。

基礎控除・配偶者(特別)控除の仕組み(イメージ)

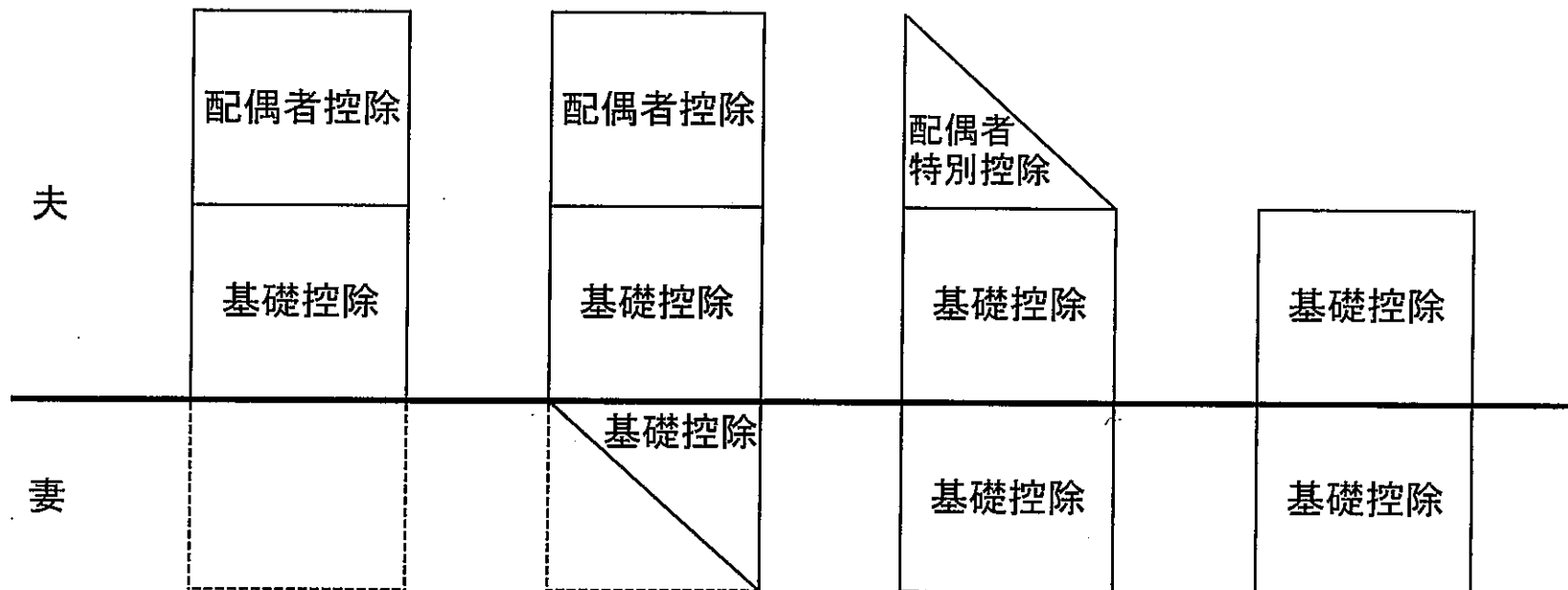
妻の収入

0～65万円

65～103万円

103～141万円

141万円～



平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定〕

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

2. 個人所得課税

（1）所得税

② 改革の取組み

二 配偶者控除

配偶者控除については、夫婦が生活の基本的単位である点を重視する考え方等から、その見直しに慎重な意見もありますが、雇用機会均等の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的で公正なものとなるように見直すべきではないか、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値があり、配偶者の存在を担税力の減殺要因と捉えることは必ずしも適当ではないのではないか、という見直しに積極的な意見があります。

このような配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討します。

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日〕
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

2. 個人所得課税

（1）所得税

① 基本的な考え方

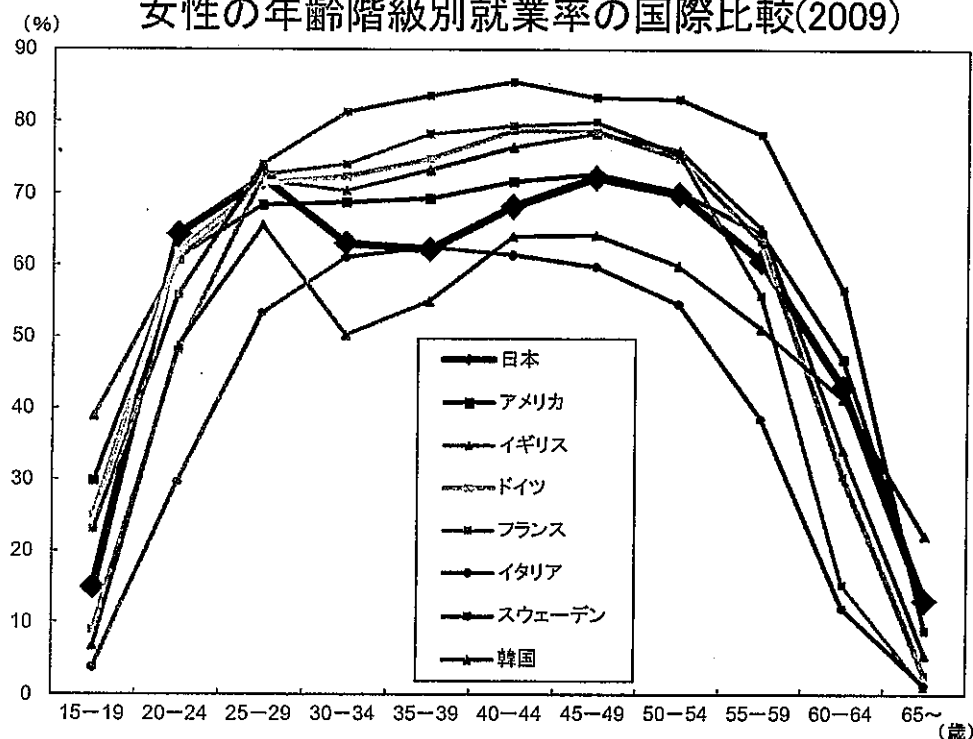
所得税については、累次の改正により累進緩和や各種控除の拡充が行われてきました。一方、給与収入階層の分布を見ると、平成 9 年まで平均給与は上昇し、高所得者の割合も増加してきましたが、その後、これらは低下し、平成 20 年は平成 2 年と同程度の水準に戻っています。このため、同じ税率構造の下では、インフレ等により名目賃金が増加すれば全体としての累進性が高まるはずのところ、逆に累進性が低下する現象が生じ、所得再分配機能と財源調達機能が大きく低下しています。格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。

そのため、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。

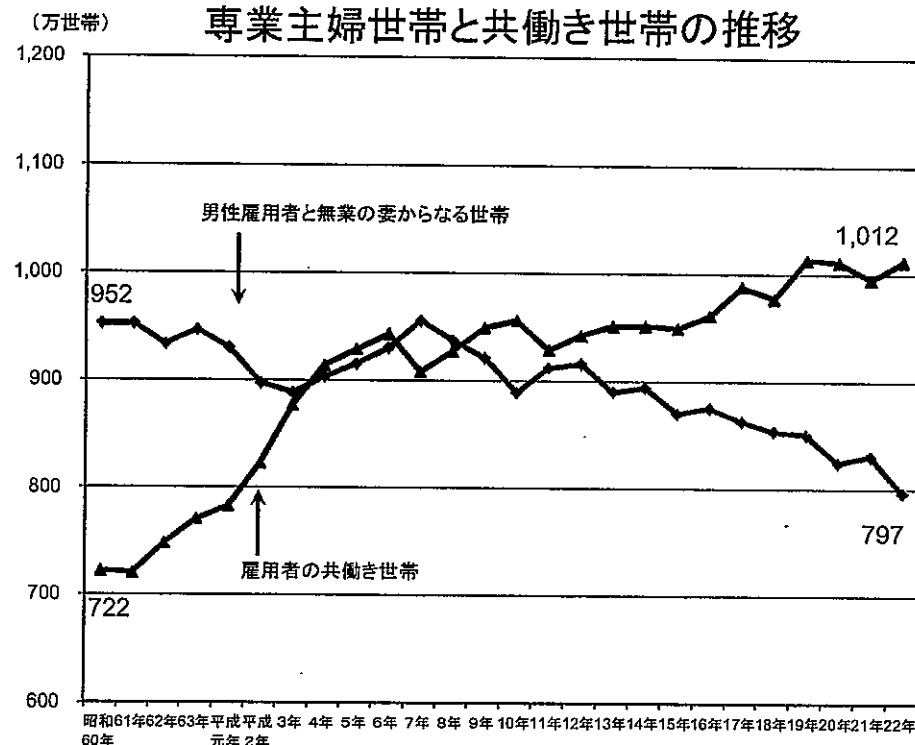
配偶者控除の見直しについて

- 「新成長戦略」において、2020年(平成32年)までに25歳から44歳までの女性の就業率を73%とする目標が定められている(2009年(平成21年)66%)。
- 従来は、共働き世帯は少なかったが、平成9年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。

女性の年齢階級別就業率の国際比較(2009)



専業主婦世帯と共働き世帯の推移



(備考)

1. 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」「(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

3 租税特別措置などを見直す。

公平で透明な税制を創る	○ 不透明な租税特別措置を全て見直して、効果の乏しいもの、役割を終えたものを廃止する。 ○ 「控除」から「手当」へ転換するため、<u>所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止</u>し、「子ども手当」を創設。	活用額 2. 7 兆円
-------------	--	----------------

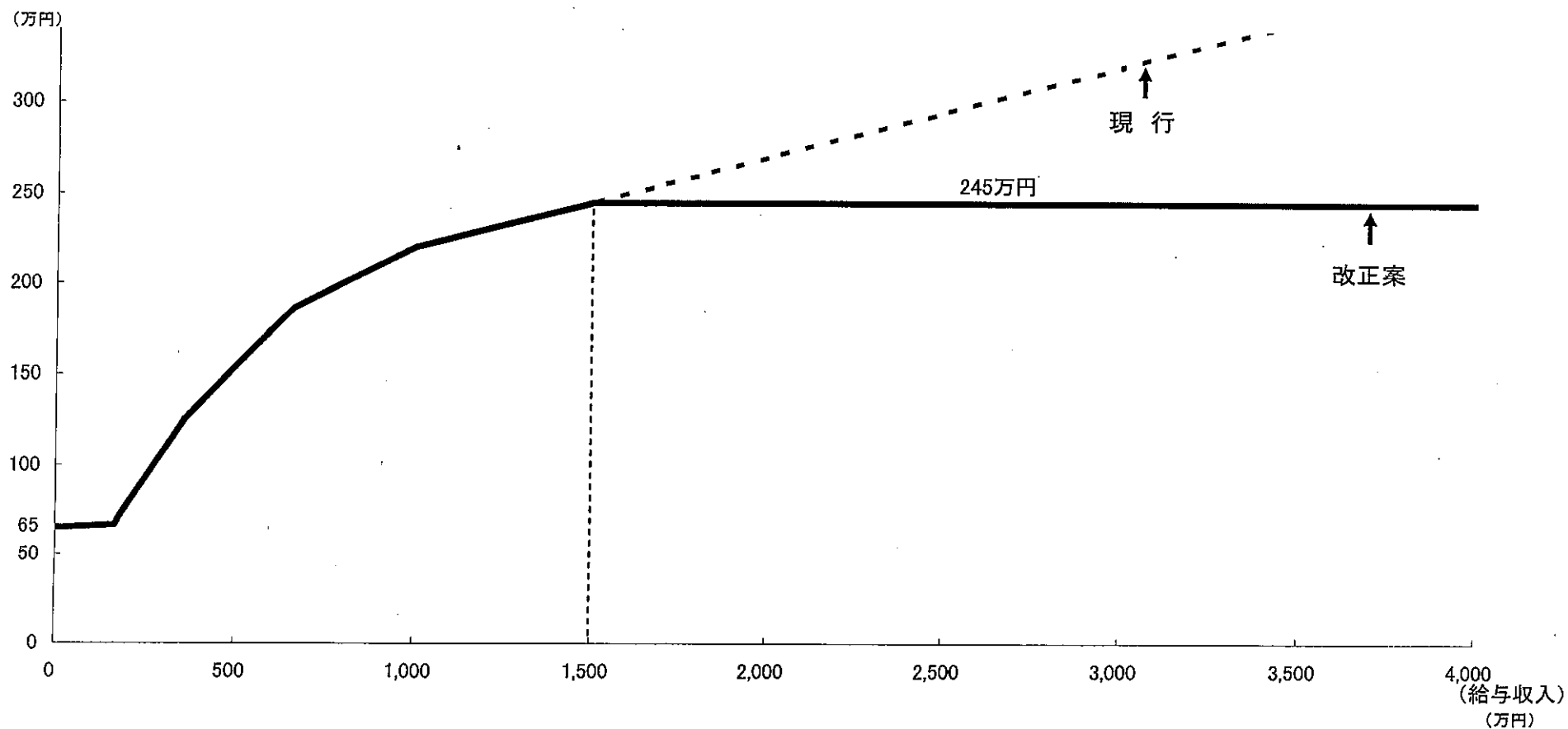
※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

給与所得控除の見直し（案）

○ 給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること等から、給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定する。

※ 所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度分から適用する。

(給与所得控除額)

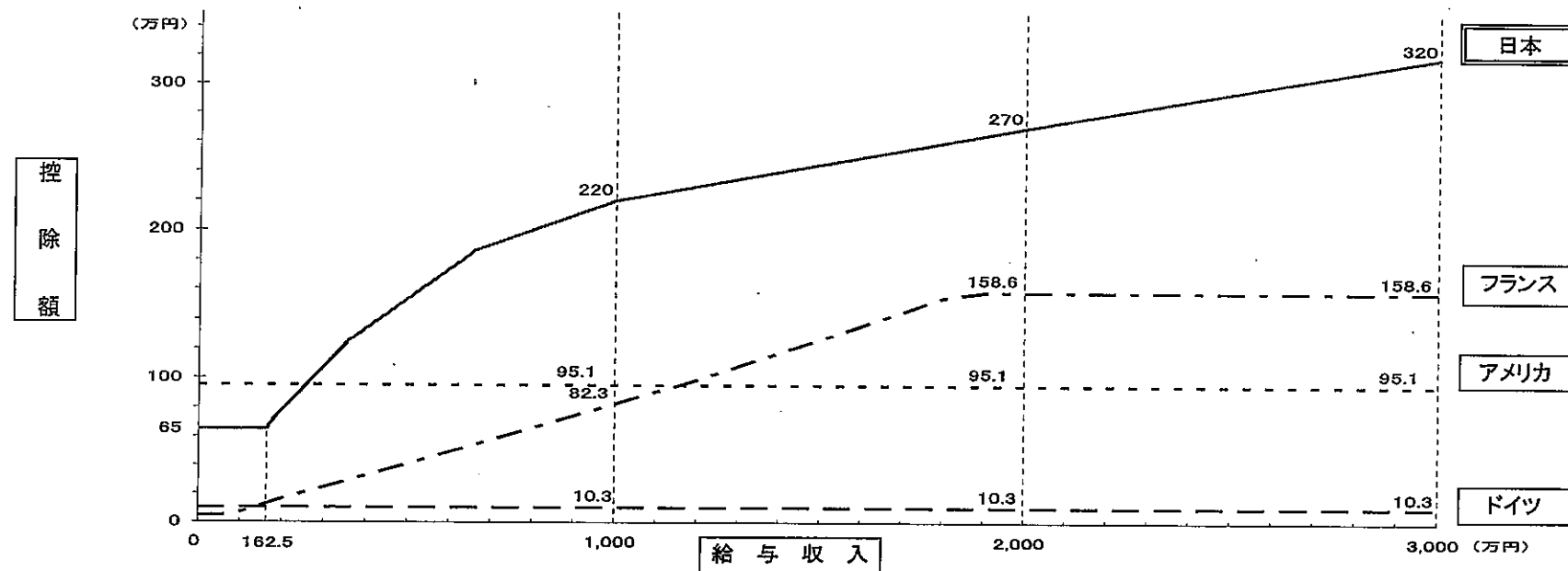


給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2011年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
概 算 控 除	給与所得控除（定率） 給与収入に応じ、5段階の控除率（40%～5%）を適用 最低保障額 65 万円	概算控除（定額）（注1） 11,600ドル（95.1 万円） （夫婦共同申告の場合） ※給与所得者に限らない。	な し（注2）	被用者概算控除（定額）（注1） 920 ユーロ（10.3 万円） ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除（定率・上限あり）（注1） 給与収入（社会保険料控除後）の 10% 最低 421 ユーロ（4.7 万円） 上限 14,157 ユーロ（158.6 万円） ※給与所得者に限る。



(注1) アメリカ・ドイツ・フランスでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている（上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない）。

(注2) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除、アメリカは概算控除、ドイツは被用者概算控除、フランスは必要経費概算控除について、夫婦2人の場合の控除額を記載している。

(注4) グラフ中の数値は、給与収入 1,000 万円、2,000 万円及び 3,000 万円の場合の各国の控除額である。

(注5) 邦貨換算レートは、1ドル＝82 円、1ユーロ 112 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 22 年（2010 年）11 月中における実勢相場の平均値）。

勤務関係経費と考えられる支出額について

- 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される平均支出は全体で36.3万円。年間収入が最も高い階級でも、平均支出は60.6万円。
- 収入に占める支出の割合は、過去、6～10%程度。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。

したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

平成20年

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B)
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	(A)
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 351)	3,532	9,517	6,595	7,473	909	33,780	130,082	4,294	192,650	5.5
II (~ 473)	4,893	16,515	9,143	9,362	1,081	41,767	180,347	9,042	267,257	5.5
III (~ 627)	5,898	20,590	11,172	13,169	1,464	48,898	219,402	11,468	326,163	5.5
IV (~ 862)	7,322	30,383	15,290	17,337	1,653	57,375	285,489	17,103	424,630	5.8
V (862 ~)	10,409	44,213	19,596	26,098	1,822	70,957	414,611	28,540	605,837	5.8
平 均	6,411	24,243	12,360	14,688	1,386	50,555	245,986	14,089	363,307	5.7

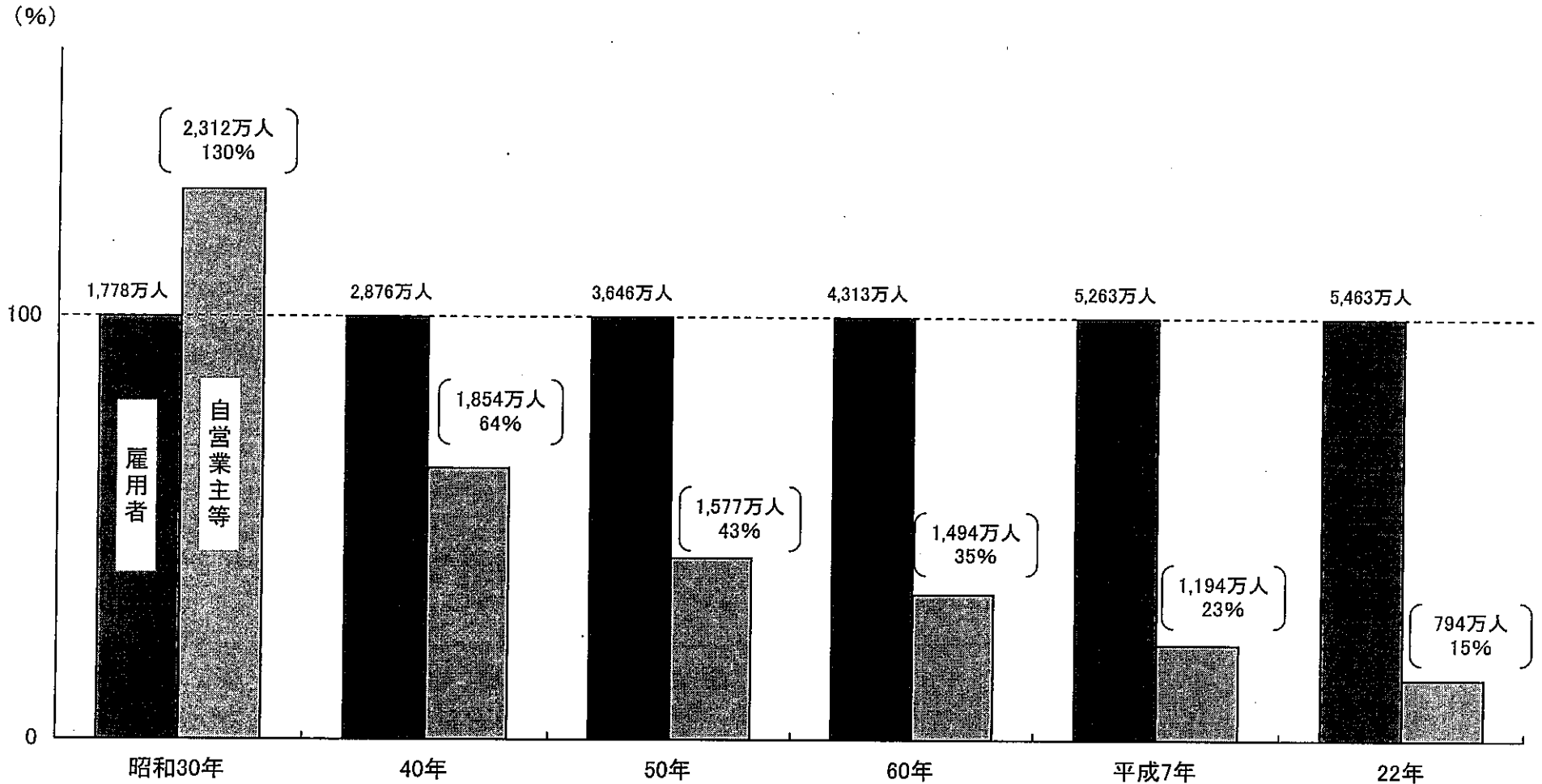
- (備考) 1 この表は「家計調査(二人以上の世帯)」（総務省統計局）の「年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
- 2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
- 3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

	昭和48年	60年	平成16年	17年	18年	19年	20年
収入に占める勤務関係経費の割合(平均)	11.3%	9.2%	6.6%	6.2%	6.2%	5.9%	5.7%
平均年間支出額	22.5万円	46.8万円	42.1万円	41.8万円	39.0万円	37.6万円	36.3万円
年間収入最上位の平均年間支出額	37.2万円	68.3万円	69.5万円	69.8万円	67.8万円	62.5万円	60.6万円

- (備考) 1. この表は「家計調査(二人以上の世帯)」（総務省統計局）の「年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
2. 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
3. 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

就業の雇用化の進展

- 雇用数に対する自営業主等の人数の比率は、かつてに比べて大幅に低下。
- 雇用者数を「100%」とした場合、自営業主等の比率は、昭和30年は「130%」であったが、その後一貫して低下しており、平成22年では「15%」となっている(雇用者が全体の約9割)。



- (注) 1 総務省「労働力調査」による。
 2 昭和30年、40年には沖縄県の数値が含まれていない。
 3 「自営業主等」には、自営業主本人のほか、家族従業員が含まれる。

人的控除の概要(23年分～)

		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
				所 得 税	住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	—
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	33万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	38万円	—
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	33万円	—
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	—
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	年間所得65万円以下かつ給 与所得等以外が10万円以下

基礎的な人的控除額の推移

(単位：万円)

区 分	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	特定扶養控除
年 分	(S22年創設)	(S36年創設)	(S62年創設)	(T9年創設)	(H元年創設)
昭和 59 年	33	33		創設時 18歳未満 60歳以上 障害者 昭和15年 配偶者追加 昭和25年 年齢要件撤廃 33	
60・61	〃	〃		〃	
62	〃	(38) 〃	(創設)	〃	
63	〃	〃	11.25 16.5	〃	
平成元～4	35	35	35	35	(創設) 45
5・6	〃	〃	〃	〃	50
7～9	38	38	38	38	53
10	〃	〃	〃	〃	58
11	〃	〃	〃	〃	63
12～15	〃	〃	〃	〃	〃
16	〃	〃	(上乗せ廃止)	〃	〃
17～22	〃	〃	〃	〃	〃
23	〃	〃	〃	〃 (～15歳：廃止)	〃 (16～18歳： 上乗せ廃止)

(注1) 昭和62年の()書は、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

(注2) 配偶者控除については、70歳以上の配偶者を対象とした老人配偶者控除(48万円)、扶養控除については、70歳以上の扶養親族を対象とした老人扶養控除(同居
老親等58万円、その他48万円)がある。

年金課税

平成 16 年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成 15 年 12 月〕
〔政府税制調査会〕

二 個別税目の改正

1. 個人所得課税

（2）年金課税等

わが国の年金課税は、拠出段階では社会保険料控除の適用により非課税、給付段階では公的年金等控除などの適用により実質非課税となっている。このため、少子・高齢化に伴う社会保険料拠出と年金給付の増大により個人所得課税の課税ベースが侵食され、基幹税としての機能が更に減殺されるだけでなく、税負担の歪みを生じさせている。

公的年金等控除は、年金という特定の収入に適用される特別の控除である。その控除額も大きく、特に 65 歳以上の高齢者を経済力にかかわらず一律に優遇する措置であり、世代間のみならず高齢者間においても不公平を引き起こしている。

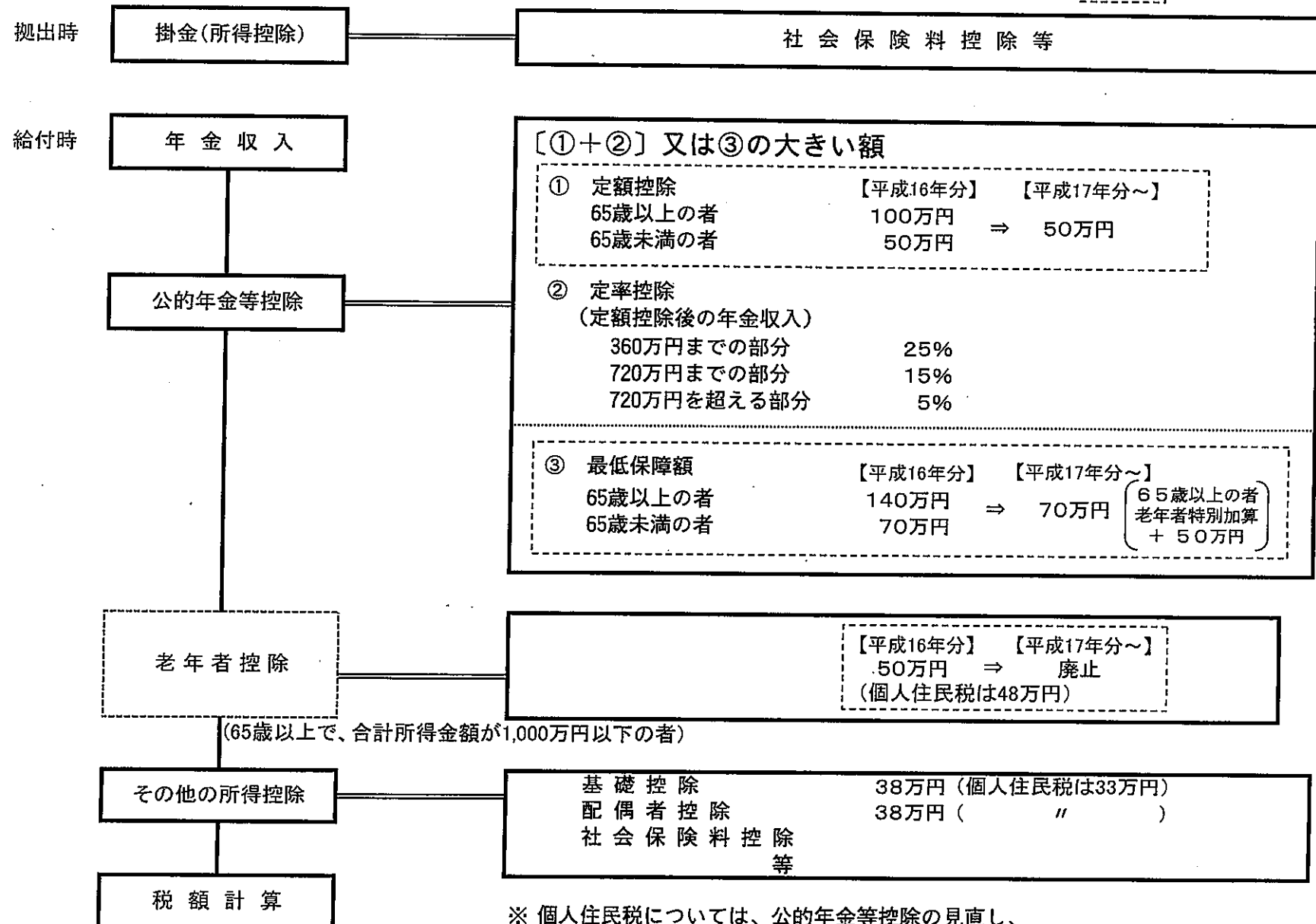
他方、老年者控除は、65 歳以上の大部分の者に適用され、実質的に年齢のみを基準に高齢者を優遇する措置となっている。

これらの優遇措置の結果、65 歳以上の年金受給者の課税最低限は現役世代の給与所得者よりも極めて高い水準である。少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図る必要がある。このため、低所得者に対する適切な配慮を行いつつ、これらの優遇措置の縮減を図り、高齢者に対しても担税力に応じた負担を求めているかねばならない。

年金課税については、年金制度における給付と負担のあり方の改革も踏まえ、適正化を検討すべきであろう。

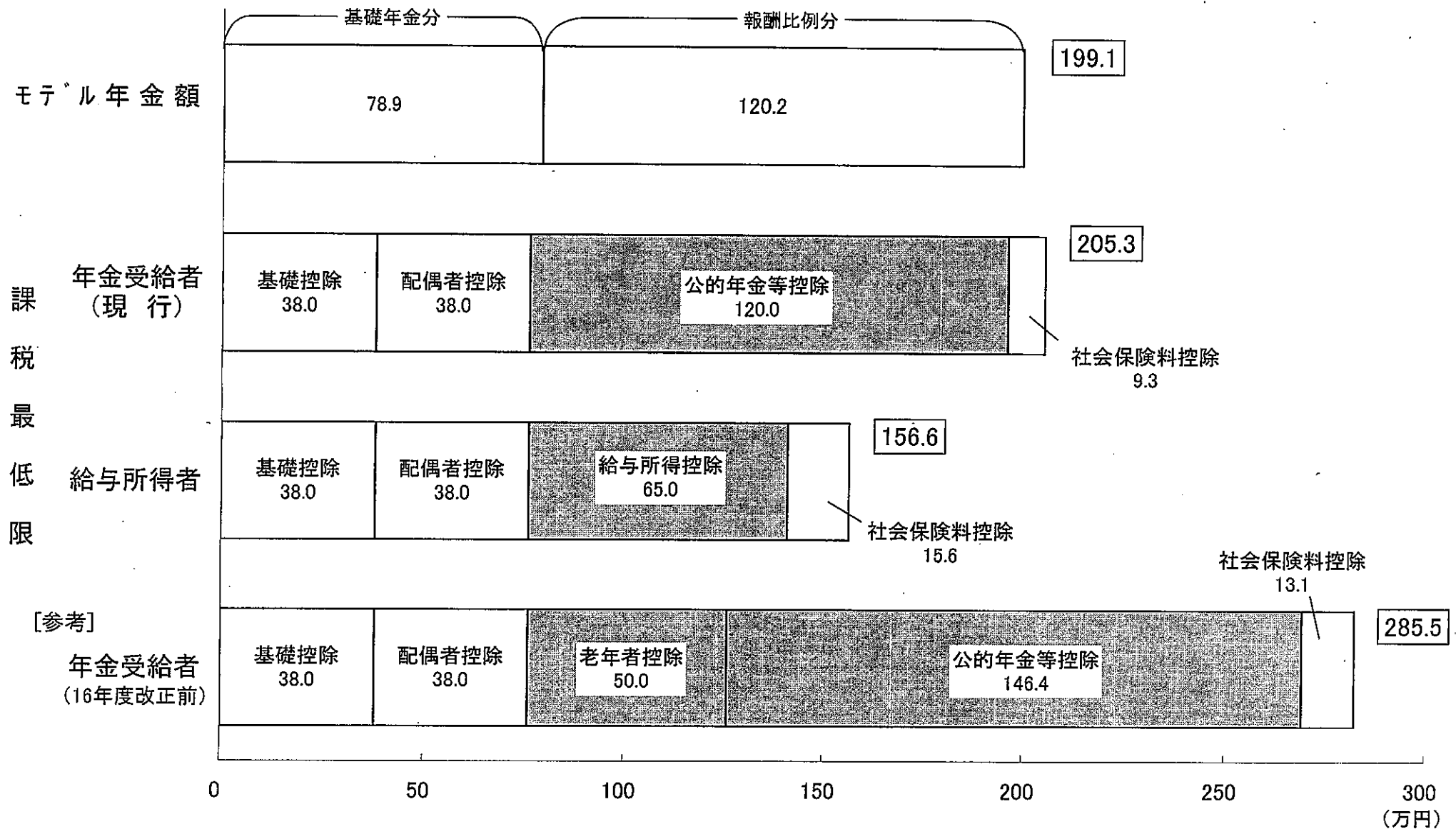
公的年金等に係る課税の仕組み

… 16年度改正



※ 個人住民税については、公的年金等控除の見直し、
老年者控除の廃止とともに、平成18年度分から適用。

モデル年金額と課税最低限

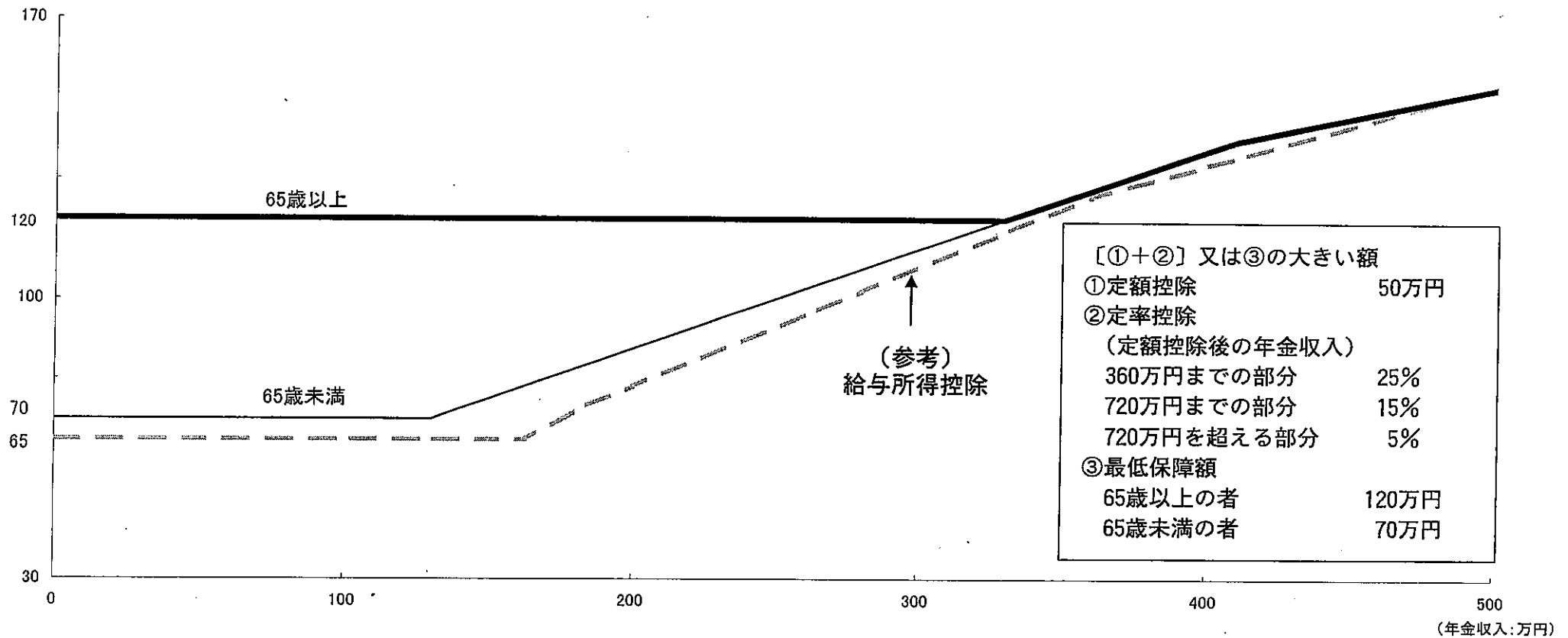


(注) 1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(22年度物価スライド実施後)である。
 2.年金受給者の課税最低限については、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者として計算している。

公的年金等控除制度の概要

○ 公的年金等については、公的年金等控除の適用がある。

(控除額: 万円)



(注) 1. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(22年度物価スライド実施後)である。

2. 年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。

3. 課税最低限の算出においては、一定のモデル式による社会保険料が控除されるものとしている。

社会保障改革の具体策、行程及び費用試算

	充実 A (金額は公費(2015年))	重点化・効率化 B (金額は公費(2015年))	工程 C	所要額(公費) D 2015年	所要額(公費) E 2025年
Ⅲ 年 金	【新しい年金制度の創設】 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する ○ 所得比例年金(社会保険方式) ・ 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付 ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分) ・ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出 ○ 最低保障年金(税財源) ・ 最低保障年金の満額は7万円(現在価額) ・ 生涯平均年取ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする			国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む	
	【現行制度の改善】 ○ 最低保障機能の強化 ・ 低所得者への加算 ・ 障害基礎年金への加算 ・ 受給資格期間の短縮 (注2) 0.6兆円程度			○ 高所得者の年金給付の見直し 低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討 ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動 ※ 上記金額は、年取65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提	
	+			税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出 ↓ 順次実施	
	○ 高所得者の年金給付の見直し 低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討 ※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動 ※ 仮に、年取1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小			~0.6兆円程度 ~0.7兆円程度	

民主党マニフェスト

19. 年金受給者の税負担を軽減する

【政策目的】○年金受給者の負担を軽減し、高齢者の生活の安定を図る。

【具体策】○公的年金等控除の最低補償額を 140 万円に戻す。

○老年者控除 50 万円を復活する。

【所要額】2400 億円

マニフェスト・財源表

※ 特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活を実施するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

マニフェストの中間検証（抄）

平成 23 年 8 月 26 日
民主党マニフェスト
検証委員会

2 主要事項の検証

4) 未実施の政策例（着手または未着手）

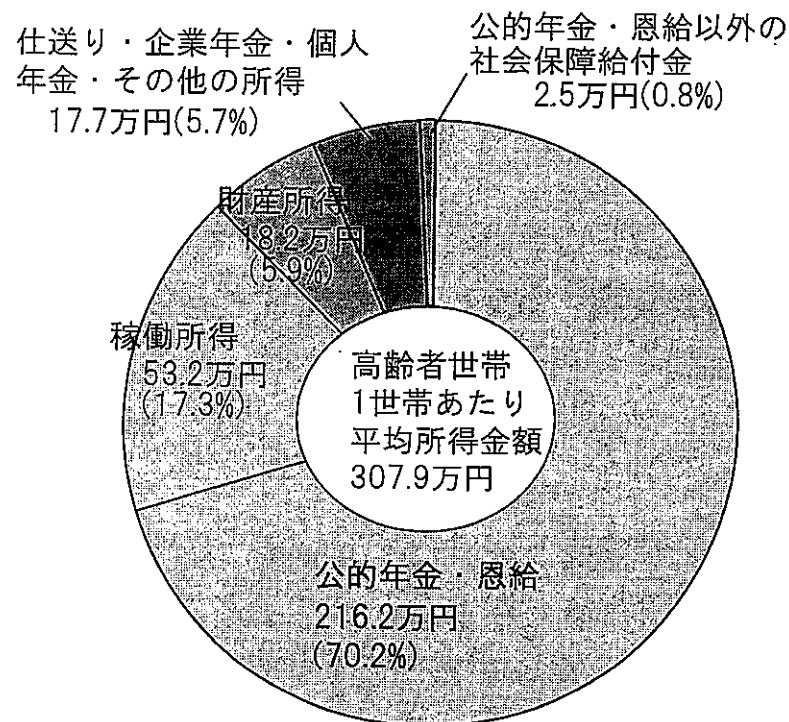
○公的年金控除の最低保障額を 140 万円に戻す。老年者控除 50 万円の復活
配偶者控除圧縮を前提としており、未実施のため未着手。

要望内容

税法上の所得の一類型として、新たに「年金所得」を設ける。(現在、公的年金等収入は「雑所得」とされている。)

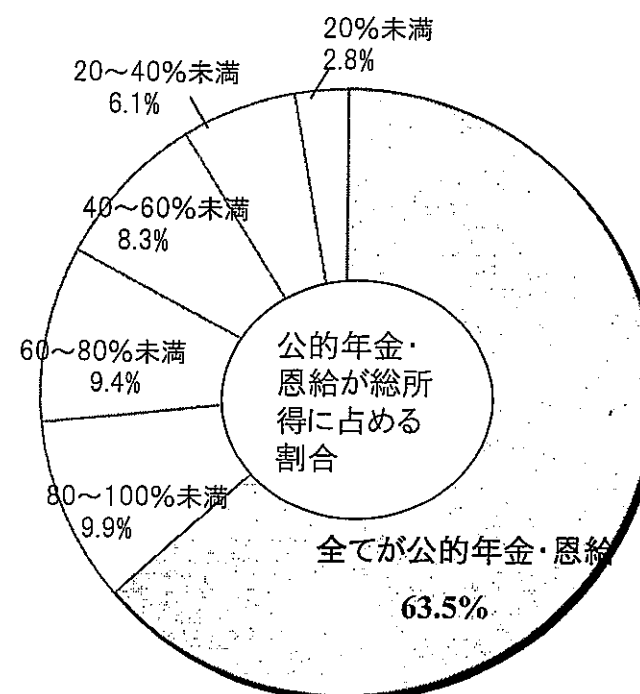
要望の背景(年金の役割)

年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成22年国民生活基礎調査(厚生労働省)

6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成21年国民生活基礎調査(厚生労働省)

金融所得課税

社会保障・税一体改革成案（抄）

平成 23 年 6 月 30 日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21 年度税制改正法附則104 条第3 項及び平成22 年度・23 年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

（1） 個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

附則 104 条（抜粋）

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 省 略

2 省 略

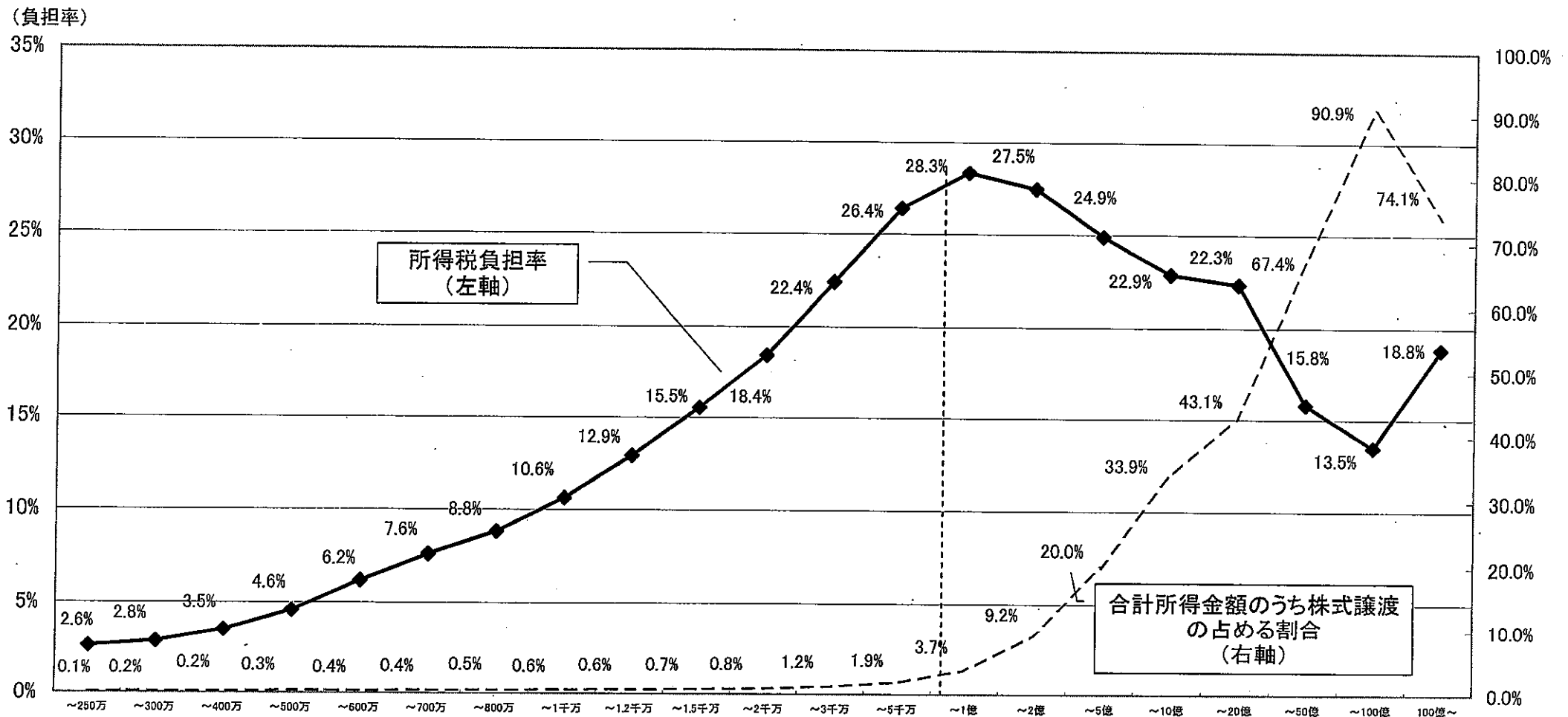
3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

- 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二～八 省 略

申告納税者の所得税負担率（平成20年分）

○ 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。



(備考) 国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

(合計所得金額:円)

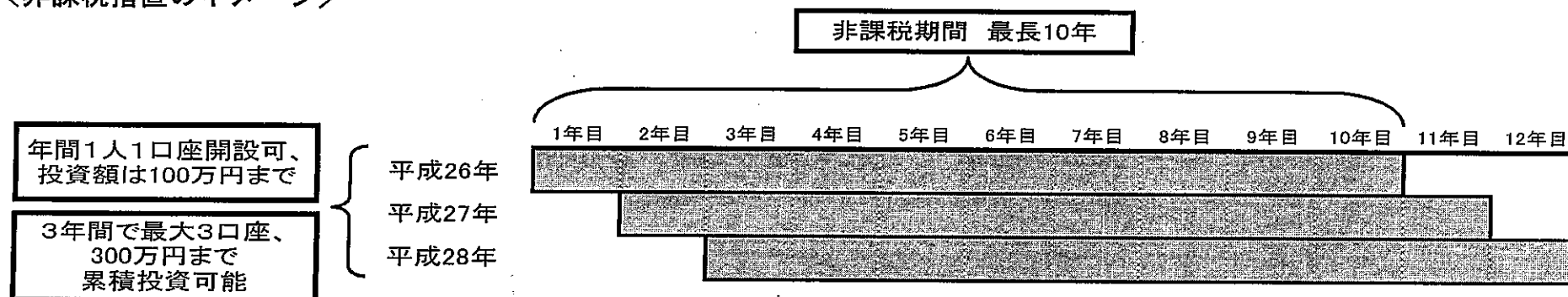
また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版ISA」）

平成24年からの上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入することとされていたが、10%軽減税率の2年延長に伴い、導入時期を平成26年からとする。

1. 非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大300万円（100万円×3年間）
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者 : 居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者）
7. 口座開設期間 : 平成26年から平成28年までの3年間の各年

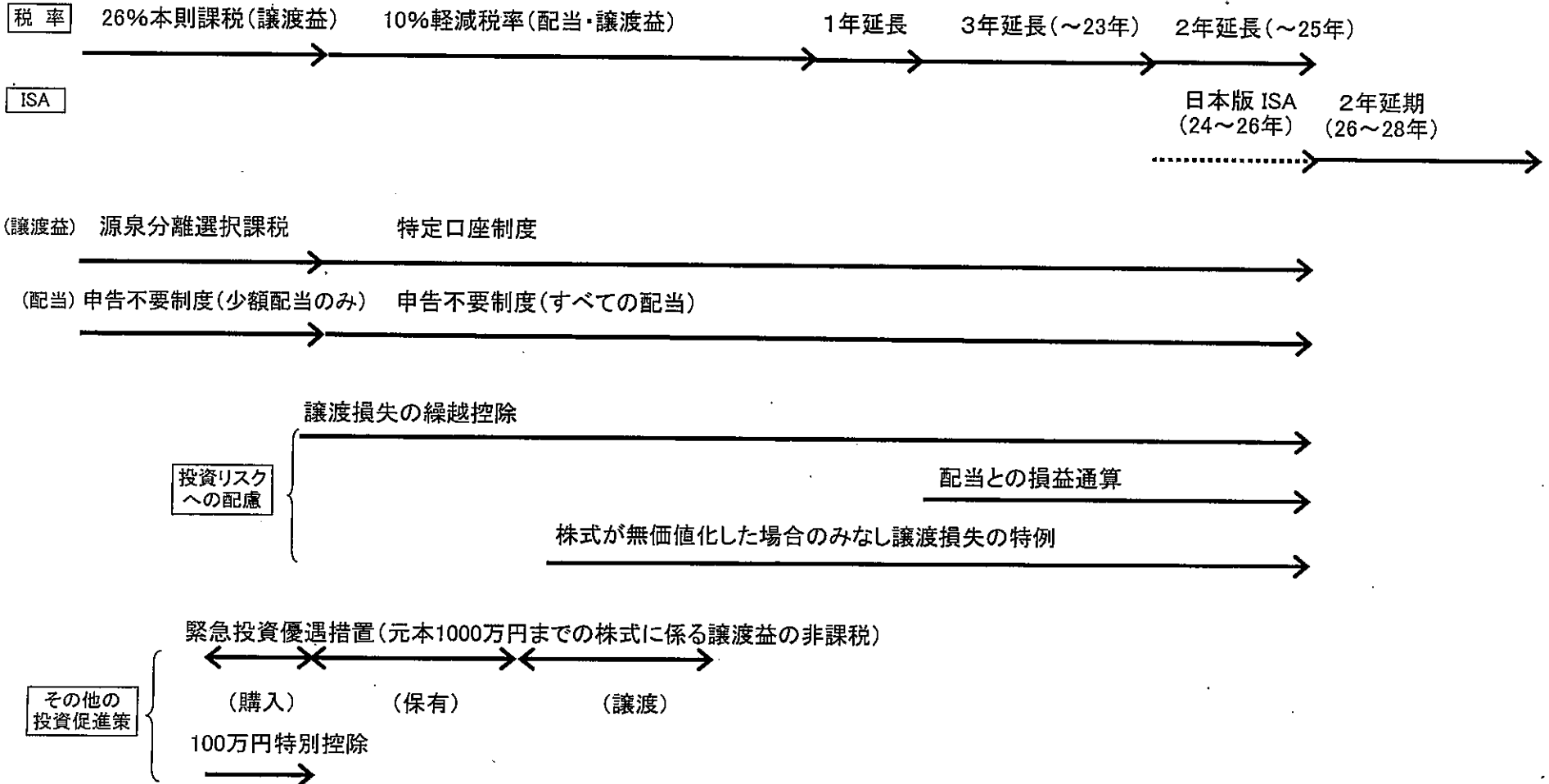
<非課税措置のイメージ>



※ISA・・・「Individual Savings Accounts」の略称。

上場株式配当・譲渡益課税の変遷

13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年



主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

	所得の種類	課税方式	源泉徴収税率 (国税+地方税)
上場株式の配当（大口以外） 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	次のいずれかの選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税	20(10)% （括弧書きは平成25年 末までの軽減税率）
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	株式譲渡所得	申告不要 又は 申告分離課税	20(10)% （括弧書きは平成25年 末までの軽減税率）
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税	20%
割引債の償還差益	雑所得	源泉分離課税	18%（国税のみ）
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	譲渡所得	非課税	